
第 362 章 商品説明条例 公報番号 最新版発行日

正式名称 2020/11/29

取引過程において提供される商品、又はかかる商品のサプライヤーに関連する虚偽の商品説明、虚偽や誤解につながる、若しくは不十分な情報、虚偽の標章及び虚偽表示を禁止するため、商品に関係して商品に表示、添付されるべき、又は広告に含めるべき情報又は取扱説明を要求する権限を付与するため、商標の偽造に関する法律を更新し、不正な取引方法を禁止し、商人が提供するサービスについての虚偽の商品説明を禁止し、如何なるサービスにも関連する情報又は説明事項を添付する規定を定め、又は如何なるサービスの広告にもサービスに関連する情報を掲載又は言及することを規定する権限を付与し、またこれらに関連する目的のために商品説明条例を制定する。

(2000 年第 65 号第 3 条、2008 年第 19 号第 3 条により修正、2012 年第 25 号第 32 条により修正)

[1981 年 4 月 1 日] 1981 年 L.N64

(*書式変更—2012 年 E.R. 2 号)

第 1 部 序文

第 1 条 略称

本条例は、商品説明条例と呼ぶことができる。

第 2 条 解釈

(1) 本条例において、文脈により別の解釈が必要とされない限り、

一般消費者 (一般消費者) について、第 13D 条を参照。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)

条約国 (公約國家) とは、商標条例 (第 559 章) 第 2 条 (1) に定義されるパリ条約国又は WTO 加盟国をいう。(2000 年第 35 号第 98 条により置換)

取引の決定 (交易決定) とは、次の事項に関して消費者が行う決定であって、当該決定が実行されるか否かを問わないものをいう。

(a) 商品を購入するか否か、どのように若しくはどのような条件で購入するか、商品の全部若しくは一部の代金を支払うか、商品を保留するか、若しくは商品を処分するか、又は

(b) 商品に関して契約上の権利を行使するか否か、どのようにして若しくはどのような条件で行使するか。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)

局長 (局長) とは、商務経済発展局長をいう。(2012 年第 5 号第 3 条により追加)

サービス (服務) には、契約上の権利 (雇用条例 (Cap. 57) 第 2 条(1)に定義される雇用契約により発生する契約上の権利を除く) に基づいて提供、授与、付与されるか、又は、提供を申し出される権利、利益、特権又は便宜、及び、契約上の権利 (雇用条例 (Cap. 57) 第 2 条(1)に定義される雇用契約により発生する契約上の権利を除く) に基づいて提供、授与、付与される必要があるか、又は、提供を申し出される必要のある権利、利益、特権又は便宜が含まれる。

(2012 年第 25 条第 3 条により追加)

権利侵害商品 (侵犯権利貨品) とは、次のような商品をいう。

- (a) 偽造商標が付されている商品。又は、
- (b) 欺くことを意図してある商標に似せた商標又は標章が偽って付されている商品。(2000 年第 35 号第 98 条により追加)

広告 (宣伝品) とは、カタログ、チラシ及び価格表をいう。

消費者 (消費者) とは、ある営業行為において、その者の行為 (又はその行為の真意) の主要な目的が、その者の取引又は業務と関係しないとの記述に該当する個人をいう。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)

偽造商標 (偽造商標) は、第 9 条 (3) によって付される意味を有する。(2000 年第 35 号第 98 条により追加)

商人 (商戸) とは、ある営業行為において、その者の行為 (又はその行為の真意) の主要な目的が、その者の取引又は業務と関係するとの記述に該当する者 (免除された者を除く) をいう。

注記: (5) を参照のこと。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)

商品説明 (商品説明) とは、商品について、当該商品又は当該商品の一部に関する直接的又は間接的な表示であって、次の事項に関する表示を含むものをいう。(2012 年第 25 条第 3 条により修正)

- (a) 数量 (長さ、幅、高さ、面積、体積、容積、重量及び個数を含む)、寸法又は規格。
- (b) 製造、生産、加工又は修理調整方法。
- (c) 組成。
- (d) 目的適合性、強度、性能、動作又は精度。
- (e) (2012 年第 25 条第 3 条により廃止)
 - (ea) 商品の供給可能性。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)
 - (eb) 何人かが指定し、又は承認する基準を満たすか否か。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)
 - (ec) 価格、価格の積算方法、又は価格の優待若しくは割引があるか否か。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)
 - (ed) 一般的な場合又は指定された場合に、香港の法律に基づいて当該商品について納税する法的責任。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)
- (f) 何人かによる試験及びその結果。
- (g) 何人かによる承認、又は何人かに承認された型式との適合。
 - (ga) ある者が商品を取得し、又は合意に基づいて商品を取得したこと。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)
 - (gb) 当該商品がある者に供給する商品と同一種類であること。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)
- (h) 製造、生産、加工又は修理調整の場所又は日付。
- (i) 製造、生産、加工又は修理調整を行った者。
- (j) これまでの所有又は使用を含むその他の履歴。
- (k) 特定の場所における次の利用可能性。
 - (i) 商品の検査、修理又はメンテナンスサービス。
 - (ii) 商品の予備部品。(2008 年第 19 号第 4 条により追加)
- (l) (k) に言及するサービス又は予備部品に関して付与されている保証。

(2008 年第 19 号第 4 条により追加)

- (m) (k) で言及するサービス又は予備部品を提供する者。(2008 年第 19 号第 4 条により追加)
- (n) (k) (i) で言及するサービスの範囲。(2008 年第 19 号第 4 条により追加)
- (o) (k) で言及するサービス又は予備部品が利用可能な期間。(2008 年第 19 号第 4 条により追加)
- (p) (k) で言及するサービス又は予備部品が利用可能な手数料又は費用。(2008 年第 19 号第 4 条により追加)

[1968 年英国法第 29 章第 2 条 (1) 参照]

商品説明 (商品説明) とは、サービスについて、当該サービス又は当該サービスの一部に関する直接的又は間接的な表示であって、次の事項に関する表示を含むものをいう

- (a) 性質、範囲、数量 (提供し又は提供する予定の当該サービスの回数及び期間を含む)、基準、品質、価値又は等級。
- (b) 目的適合性、強度、性能、効果、利益又はリスク。
- (c) 提供し又は提供する予定のサービスの提供方法、手続、様式及び場所。
- (d) サービスの提供可能性。
- (e) 何人かによる実験及びその結果。
- (f) 何人かによる承認、又は何人かに承認された型式との適合。
- (g) ある者がサービスを取得し、又は合意に基づいてサービスを取得したこと。
- (h) サービスを提供し又は提供する予定の者。
- (i) サービスに関するアフターサービス。
- (j) 価格、価格の積算方法、又は価格の優待若しくは割引があるか否か。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)

商標 (商標) とは次の事項をいう。

- (a) 商標条例 (第 559 章) に基づき香港で登録されているか又は登録されているとみなされる商品に関連する商標。
- (b) 商標条例 (第 559 章) に基づき香港で登録されているか又は登録されているとみなされる商品に関連する認証標章又は団体標章。
- (c) 次の商標
 - (i) 条約国で登録されているもの。および
 - (ii) 商標条例 (第 559 章) に基づき商品に関連する商標として香港で登録できるもの。
- (d) 次の商標
 - (i) 条約国において登録出願が行われている。
 - (ii) 商標条例 (第 559 章) に基づき商品に関連する商標として香港で登録できる。および
 - (iii) 条約国におけるその登録出願日から 6 か月間が経過していないもの。(2000 年第 35 号第 98 条により置換。2018 年第 5 号編集修正履歴)

商品 (産品) とは、あらゆる商品又はサービスを意味し、附則 4 に包含される商品又はサービスを含まない。

注記：(4)を参照のこと。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)

敷地構内（處所）には、あらゆる場所並びに露店、車両、船舶又は航空機が含まれる。

商品（貨品）には、船舶及び航空機、土地に付着している物及び育成中の作物が含まれる。

通信事務管理局（**通信用務管理局**）とは、通信事務管理局条例（第 616 章）第 3 条により設立された通信事務管理局をいう。(2012 年第 25 条第 24 条により追加)

虚偽商品説明（虚偽商品説明）とは、次の事項をいう。

- (a) 虚偽が重大なレベルにある商品説明。又は（2012 年第 25 条第 3 条により修正）
- (b) 虚偽ではないが誤認を生じさせる商品説明、すなわち当該商品説明は虚偽が重大なレベルにある商品説明とみなされる虞がある。
- (c)～(e)（2012 年第 25 条第 3 条により廃止）

輸入（進口）とは、香港へ持ち込むか又は持ち込ませることをいう。

輸送貨物（過境貨品）とは、次の商品をいう。

- (a) 香港から持ち出すことを単独目的として船舶又は航空機で香港に持ち込まれる商品。及び、
- (b) 香港内にある間中、船舶又は航空機内にとどまっている商品。(2008 年第 19 号第 4 条による置換)

標章（標記）は、名詞として使われる場合、ある企業の商品を他の企業のものとの区別することができる標識を含む。(2000 年第 35 項第 98 条により追加)

営業行為（営業行為）とは、商人の作為、不作為、一連の行為、陳述又は商業上のプロモーション（広告宣伝及び販売促進を含む）をいう。当該作為、不作為、行為、陳述又は商業上のプロモーションは、消費者への商品の販売促進、消費者への商品の販売若しくは供給、又は消費者からの商品の購入若しくは供給の取得に直接関連し、商品に関する取引（もしあれば）の成立前、成立中、又は成立後に生じたものであるか否かを問わない。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)

受命職員（獲授權人員）とは、第 14 条に基づき指名された公務員をいう。

免除された者（獲豁免人士）とは、附則 3 の項目に記載された身分で行動する者をいう。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)

購入勧誘（購買邀請）とは、商品の特性及び価格を表示する媒体を使用した商業上のプロモーションであって、当該媒体に関して適切な方法で表示され、消費者が当該商品を購入することができるようにするものをいう。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)

長官（關長）とは、税関長及び副税関長又は補佐官をいう。(1982 年 L. N. 294 により追加。2000 年第 65 号第 3 条により修正。2014 年第 18 条第 118 条により修正)

(2)

- (a) 本条例の目的において、商品は、
 - (i) その製造に用いられる基本材料の形状、性質、構造又は効用を永久的及び実質的に変化させる処理又は加工が最後に行われた場所で製造されたとみなされるもの。又は、

- (ii) その完全な栽培又は採掘が行われた場所で生産されたとみなされるもの。
- (b) 長官は、命令によって次のことを規定することができる。(1982 年第 294 号法律公告により修正)
- (i) 商品の説明に関連して、本条例の目的においてどの処理又は加工がその製造に用いられる基本材料の形状、性質、構造又は効用の永久的及び実質的変化をもたらすか、又はもたらさないか。
- (ii) (ii) 当該商品の様々な部分が異なる場所で製造若しくは生産されている、又はその各部分が製造若しくは生産された場所とは異なる場所で組み立てられている場合の説明に関連して、こうした場所のうち、本条例の目的においてどこで当該商品が製造若しくは生産されたとみなされるべきか。[1968 年英国法第 29 章第 36 条参照]
- (c) 本項は、(2A) に基づき行われた公告の対象である商品には適用されないものとする。(1991 年第 96 号第 2 条により追加。2005 年第 9 号第 2 条により修正)

(2A) 工業貿易署署長は、公報における公告により、商品（公告の中で指定する輸入又は輸出管理構想の対象となる商品）の説明に関連して、本条例の目的において当該商品が製造若しくは生産されたとみなされる場所を指定することができ、かかる商品は、本条例の目的において、そうした場所で製造若しくは生産されたとみなされるものとする。(1991 年第 96 章第 2 条により追加。2000 年第 173 条法律公告により修正)

(2B) (2) 及び (2A) は、第 2A 条 (3) の適用を受ける指定商品（第 2A 条 (1) に定義する）には適用されないものとする。(2012 年第 5 号第 3 条により追加)

- (3) 本条例の目的において、何れかの新聞、書籍若しくは雑誌、又は映画、音声若しくはテレビ放送において発表された商品説明又は記述は、それが広告であるか広告の一部を構成する場合を除き、業として使用された商品説明又は行われた記述とはみなされないものとする。
[1968 年英国法第 29 章第 39 条 (2) 参照]
- (4) 疑義を回避するため、不動産は商品に属さないため、不動産自体は商品ではないが、不動産について提供されるサービスは商品であってもよい。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)
- (5) 条例に言及する商人には、商人の名義で又は商人の代理として行動する者が含まれる。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)
- (6) 条例の本文中の注記は、情報提供のためにのみ記載するものであり、法律上の効力を有しない。(2012 年第 25 条第 3 条により追加)

2012 年 E. R. 2 号

第 2A 条 特定の貿易協定に基づく製造若しくは生産地に関する特別規定

- (1) 本条において、

施行日（生效日期）とは、附則の貿易協定に基づく貿易相手地に関連して、場所及び協定に対応する附則 1 のコラム 4 に記載する日付をいう。

附則の貿易協定（表列貿易安排）とは、附則 1 のコラム 2 に記載する地域内での、又は国際間での貿易協定をいう。

指定商品（指明貨品）とは、附則の貿易協定に関連して、次の商品をいう。

- (a) 当該協定に基づき、当該場所と香港との間の特惠関税の適用を受けているもの。
- (b) 当該商品の製造又は生産地の決定において、当該協定に定める規則の対象となるもの。

貿易相手地（貿易夥伴地）とは、附則の貿易協定に関連して、当該協定に対応する附則 1 のコラム 3 に記載する、当該協定が適用される香港以外の場所をいう。

(2) (1) の指定商品の定義の (b) に言及する規則（原産地規則）とは、次の規則を指す。

- (a) 主に次に基づく規則
 - (i) 商品の製造に用いられる基本材料の形状、性質、構造又は効用を永久的及び実質的に変化させる処理又は加工が最後に行われた場所。又は
 - (ii) 商品の完全な栽培又は採掘が行われた場所。
- (b) 主に次に基づく規則
 - (i) 香港以外の場所又は関連する附則の貿易協定に基づく貿易相手地に起因する商品の価値の最大比率。又は
 - (ii) 香港又は関連する附則の貿易協定に基づく貿易相手地に起因する商品の価値の最小比率。
- (c) (a) (i) 若しくは (ii) 又は (b) (i) 若しくは (ii) に説明する規則、又はこれらの組み合わせに修正を加えたもの、又は加えないもの。或いは、
- (d) その他の規則。

(3) 香港との間の当該時点で有効な附則の貿易協定に基づく貿易相手地に関連して、関連する施行日以降、何れかの指定商品が

- (a) 当該協定に基づく場所に輸出されるか又は輸出が意図されている場合、又は
- (b) 当該協定に基づく場所から輸入される場合、当該場所及び香港との間で当該時点で有効な協定で定められている商品の原産地規則が、本条例に基づき商品の製造又は生産地を決定する目的において適用される。

(4) 局長は、公報において行う公告により、附則 1 を修正することができる。

(5) 工業貿易署署長は、その事務所において、通常の営業時間中に一般市民が附則の貿易協定全てを無料で閲覧できるようにするものとする。

(2012 年第 5 号第 4 条により追加)

第 3 条 金製品に適用される特別規定

- (1) 第 2 条の虚偽商品説明の定義に関わらず、金の純度（千分率かカラットかは問わない）を示す商品説明において当該表示の虚偽があれば、純度を過小に言う場合を除き、程度や範囲に関わらず虚偽商品説明となる。[1973 年英国法第 43 条第 1 条 (4)]

参照]

- (2) 金の純度に関連する説明を解釈する目的において、
- (a) ある品物又はある品物の中の金属のカラット数を示す説明は、当該品物又は金属が金であることを示すもので、その純度は当該カラット数について附則 1A の表に定めるものであると推定されるものとする。(2008 年第 19 号第 5 条、2012 年第 5 号第 5 条により修正)
 - (b) (a) は、(当該品物が宝石である場合に)「カラット」という言葉が純度の単位ではなく宝石の重量単位として使われる場合は適用されないものとする。[1973 年英国法第 43 章附則 1 参照]
- (3) 第 2 条の虚偽商品説明の定義に関わらず、
- (a) ある品物（純金製品以外）が金であることを示す商品説明は、当該品物が合金金のみによって構成され、
 - (i) 8 カラット以上の金を含有し、
 - (ii) 金含有分の純度をカラット数で明確に示す表示が数字又は数字と「k」「c」若しくは「ct」の文字によって付されているか、又は
 - (iii) 金含有分の純度を千分率で明確に示す表示が付されていない限り、虚偽商品説明であるものとする。
 - (b)
 - (i) 金合金でめっきされるか又は包まれ、又は金箔をかぶせた品物（1990 年法律公告第 272 号により修正）又は、
 - (ii) 金合金がはんだ付け又はその他の方法で貼り付けられている品物の金の純度を示すものとみなされるよう意図された標章は、当該標章が当該品物のうち金合金で構成される部分のみについて示していることが外見から明白である場合を除き、虚偽商品説明であるものとする。
- (4) 品物に付され、当該品物の金含有分の純度をカラット数で示すか、示すことを意図するか、又は示すものとみなされる可能性のある 1 桁又は 2 桁の数字は、その数字が 24 分率で示す割合以上の純金が当該品物に含まれていない限り虚偽商品説明であるものとする。
- (5) 品物に付され、当該品物の金含有分の純度を千分率で示すか、示すことを意図するか、又は示すものとみなされる可能性のある 3 桁の数字は、当該品物にかかる水準の純度の金が含まれていない限り虚偽商品説明であるものとする。
- (6) 本条の目的において、純度（純度）とは、場合に応じて、(4) に基づく純金の割合、又は (5) に基づく金の重量による割合数をいう。

第 4 条 標章及び情報提供等の命令*

(2008 年第 19 号第 6 条により修正)

- (1) 行政長官会同行政会議 (Chief Executive-in-Council) は命令することを通じて、命令において指定された商品に、当該商品に関連する情報（当該情報が商品説明を構成するか又は商品説明を含むか否かを問わない）若しくは説明事項を表示し又は添付しなければならない、又は命令において指定されたサービスには、当該サービスに関連する情報（当該情報が商品説明を構成するか又は商品説明を含むか否かを問

わない) 若しくは説明事項を添付しなければならないと規定することができる。かつ行政長官会同行政会議は、本条例の規定を遵守することを条件として、命令により規定を定め、当該商品又はサービスに当該情報若しくは説明事項が表示され又は添付されることを確保することができ、および命令により当該規定を遵守しない商品若しくはサービスの供給を規制し又は禁止することができる。これらの規定は、情報又は説明事項の提供形態及び提供方法に拡張することができる。(2000 年第 65 号第 3 条により修正)

- (2) 本条にいう命令が何れかの種類の商品又はサービスに関して有効である場合、当該命令に違反して当該種類の商品を営業行為中または業務進行中に業として供給するか若しくは供給を申し出る者、又は当該命令に違反して当該種類のサービスを消費者に提供するか若しくは提供を申し出る商人は、罪を犯したものとする。
- (3) 本条にいう命令は、異なる状況について異なる規定を定めることができ、命令によって義務付けられる情報又は取扱説明が納品後に初めて提供されるような状況で供給される商品の場合、その全部又は一部も商品の近くに提示されることを義務付けることができる。
- (4) (2) を損なうことなく、本条に基づく命令に関しては、当該命令に基づく犯罪はレベル 6 罰金及び 3 月の拘禁に処せられる犯罪であると規定することができる。(2008 年第 19 号第 6 条により追加)
- (5) 疑義を回避するため、(1) に基づく 2 以上の命令が、同一の商品又は同類のサービスに関して提供される情報を請求書または領収書に記載することを要求する場合には、これらの情報は、単一の請求書又は領収書に記載することができる。(2008 年第 19 号第 6 条により追加)

(2012 年第 25 号第 4 条により修正)

[1968 年英国法第 29 章第 8 条参照]

第 5 条 広告で提供すべき情報

- (1) 行政長官会同行政会議は命令により、命令に指定された商品又はサービスに関する如何なる種類の宣伝資料も、当該商品若しくはサービスに関連する情報（当該情報が商品説明を構成するか又は商品説明を含むか否かを問わない）を含み又は言及しなければならないと規定することができる。かつ行政長官会同行政会議は、本条例の規定を遵守することを条件として、命令により、当該情報を追加し又は当該情報の請求方法を表示する規定を定めることができる。(2000 年第 65 号第 3 条により修正)
- (2) 本条にいう命令は、何れかの内容の広告に含められるべきかかる情報又は表示の形式又は方法を指定することができ、また異なる状況について異なる規定を定めることができる。
- (3) 営業行為中または業務進行中に業として提供される商品の広告又は商人が消費者に

提供するサービスの広告が、本条に基づいて定められた要件を満たさない場合には、当該広告を公表した者は、罪を犯したものとする。

(2012 年第 25 号第 5 条により修正)

[1968 年英国法第 29 章第 9 条参照]

第 2 部 虚偽商品説明又は陳述及び偽造商標

第 6 条 商品への商品説明、商標又は標章の適用

- (1) 次を行う者は、商品に商品説明、商標又は標章を使用していることになる。
 - (a) 商品説明、商標若しくは標章を次のものに固定し又は添付する。
 - (i) 商品自体、又は商品自体に何らかの方法で商品説明、商標若しくは標章を表示し、又は商品自体に何らかの方法で商品説明、商標若しくは標章を入れるもの、又は
 - (ii) 商品が供給されるときに商品を載せ若しくは置くために使用されるもの、又は商品と共に供給されるものに、何らかの方法で商品説明、商標若しくは標章を表示し、又は何らかの方法で商品説明、商標若しくは標章を当該商品に入れるもの
 - (b) 商品説明、商標又は標章が貼付又は添付されるか、表示されるか又は組み込まれたものに商品を載せるか、入れるか又はこれと一緒に置くか、或いはこうした何らかのものを商品と共に置く。
 - (c) 商品について述べているとみなされる可能性のある方法で商品説明、商標又は標章を使用する。
 - (d) 商品説明、商標又は標章が当該商品に使用される旨について何らかの供述書、申告書又は文書による記述を行う。
- (2) 口頭の陳述が商品説明、商標又は標章の使用に当たる場合がある。
- (3) 商品が、ある商品説明、商標又は標章を使用する請求に基づいて供給された場合において、当該商品が当該商品説明、商標又は標章に適合する商品として供給されたと推定されるときは、当該事案の全体的な状況において合理的な推定に該当するものとし、当該商品を供給した者は、当該商品に商品説明、商標又は標章が適用されたものとみなされる。(2012 年第 25 号第 34 条により修正)

[1968 年英国法第 29 章第 4 条参照]

第 6A 条 サービスへの商品説明の適用

- (1) 何人かが如何なる方法によっても、サービス又はサービスの一部について、次のものを含む直接又は間接の何らかの表示をした場合は、商品説明をサービスに適用したとみなす。
 - (a) サービスを指定しているとみなされる可能性が高い方法で表示を行うこと、及び
 - (b) その者が宣誓供述書、宣言書又は書面による記録において、表示がサービスに適用される旨の陳述を行うこと。
- (2) 口頭による陳述は、商品説明の使用を構成することができる。

- (3) サービスが、商品説明を使用する請求により提供された場合において、当該サービスが当該商品説明に適合するサービスとして提供されたと推定されるときは、当該事案の全体的な状況において合理的な推定に該当するものとし、当該サービスを提供した者は、当該商品説明を当該サービスに適用したものとみなす。

(2012 年第 25 号第 6 条により修正)

第 7 条 商品の商品説明に関する犯罪

(2012 年第 25 号第 7 条により修正)

- (1) 本条例の規定に従うことを条件として、何人も次の行為をしたときは、その者は罪を犯すものである。
- (a) 業として
- (i) 商品に虚偽商品説明を使用する者、又は
- (ii) 虚偽商品説明が使用されている商品を生供給するか又は供給を申し出る者。
- (b) 虚偽商品説明が使用されている商品を販売のため、又は取引若しくは製造目的のために保有する者。
- (2) 供給用として商品を展示するか又は供給用として商品を保有する者は、これらの供給を申し出ているとみなされるものとする。
- (3) 本条例の規定を前提として、偽造商品説明を作成又は商品に使用する目的で金型、版木、機械又はその他の機器を処分又は保有する者は、同者が詐欺行為の意図なく行動したことを証明しない限り、罪を犯したものとする。

[1968 年英国法第 29 章第 1 条参照]

第 7A 条 サービスの商品説明に関する犯罪

- (1) 何れかの商人は次の行為をしたとき、罪を犯したものとする。
- (a) 消費者に提供し、又は提供を申し出るサービスに虚偽の商品説明を適用する。
又は
- (b) 虚偽の商品説明を適用したサービスを消費者に提供し、又は提供を申し出る。
- (2) 本条における **サービス** (サービス) には、附則 4 で説明するサービスを含まない。

(2012 年第 25 号第 8 条により追加)

第 8 条 広告の中で使用される商品説明

- (1) 如何なる種類の商品又はサービスに関しても、広告において商品説明が使用される場合は、本条の次の規定が有効である。(2012 年第 25 号第 9 条により修正)
- (2) かかる商品説明は、次の目的により、当該広告の発表時点で存在していたか否かを問わず、当該種類に該当するすべての商品又はサービスをいうものとみなされる。

(2012 年第 25 号第 9 条により置換)

- (a) 第 7 条 (1) (a) (i) 又は第 7A 条 (1) (a) に基づく罪を犯す者がいる否かを決定する目的、及び
- (b) 当該種類の商品又はサービスが、かかる広告を発表し又は展示する者により提供され若しくは提供の申出がされており、又は供給され若しくは供給の申出がされている場合、第 7 条 (1) (a) (ii) 又は第 7A 条 (1) (b) に基づく罪を犯す者がいるか否かを決定する目的

- (3) 本条の適用上、ある者に供給される商品、又はある者に提供されるサービスが、広告に使用された商品説明が関係する商品又はサービスの類に該当するか否かを決定するときは、広告の形式及び内容だけではなく、広告が発表された時間、場所、方法及び頻度、並びに当該商品又はサービスが当該種類のその他の全ての事項に該当するとその者に思わせる可能性が相当あるか又は相当ないかについて考慮する必要がある。(2012年第25号第9条により置換)

[1968年英国法第29章第5条参照]

第9条 商標に関する犯罪

- (1) 本条例の規定を前提として、次の者は、同者が詐欺行為の意図なく行動したことを証明しない限り、罪を犯したものとする。
- (a) 何らかの商標を偽造する者。
 - (b) 何らかの商品に、欺くことを意図してある商標に似せた商標又は標章を偽って使用する者。
 - (c) 商標を偽造するか又は偽造に使用されることを目的として金型、版木、機械又はその他の機器を作る者。
 - (d) 商標を偽造する目的で金型、版木、機械又はその他の機器を処分又は保有する者、又は
 - (e) (a)、(b)、(c) 又は (d) で言及していることをさせる者。
- (2) 本条例の規定を前提として、何らかの偽造商標が使用されているか、又は欺くことを意図してある商標に似せた商標又は標章が偽って使用されている商品を販売するか、又は販売のため、又は取引若しくは製造目的のために展示又は保有する者の行為は、犯罪である。
- (3) 本条の目的において、ただし(3A)を条件として、
- (a) 如何なる者も、次の行為を行う場合は、商標を偽造しているとみなされる。
 - (i) 商標の所有者の同意なく当該商標を、又は欺くことを意図して当該商標に似せた標章を作成するか、又は
 - (ii) 本物の商標を改変、追加、削除その他の方法で変造する
 - (b) 商標の所有者の同意なく当該商標を商品に使用する者は、当該商標を偽って商品に使用しているとみなされる。
- 従って、**偽造商標**（偽造商標）であると解釈されるものとする。(2000年第35号第98条により置換)
- (3A) 次を証明すれば、かかる者は、(3)に基づき商標を偽造しているか、又は商品に商標を偽って使用しているとはみなされないものとする。
- (a) 同者が商標条例（第559章）によって付与された当該商標所有者の権利を侵害することなく行動したこと。
 - (b) 同者は、当該商標又は商標を、業として商品に関連した商標として用いなかったこと。
 - (c) 同者が行った商標又は標章の使用は、当該商標の登録対象の商品に関連する使

用ではなく、またその登録対象と類似した商品に関連する使用ではないこと。
(d) 同者が行った商標又は標章の使用は、当該商標に課される権利放棄、制限又は条件によって当該商標の所有者の権利が及ばない使用であること。(2000 年第 35 号第 98 条により追加)

(4) (1) (a) 又は (b) に基づく犯罪の訴追において、所有者の同意の立証責任は被告にあるものとする。(2000 年第 35 号第 98 条により修正)

第 10 条 (2000 年第 65 第 3 条により廃止)

第 11 条 (2012 年第 25 号第 35 条により廃止)

第 12 条 特定商品の輸出入の禁止

(1) 如何なる者も、虚偽の商品説明若しくは偽造商標が適用された商品を輸入又は輸出してはならない。(2000 年第 35 号第 98 条により修正、2012 年第 25 章第 10 条により修正)

(2) (1) に違反して商品を輸入又は輸出する行為は犯罪を構成する。(2014 年第 18 号第 52 条により修正)

(2A) 第 26 条を制限しない原則の下、本条に基づく犯罪に関する法的手続において、次に挙げられる事項に該当する場合は、その者はその犯罪が不成立であると裁定される権利を有する。(2014 年第 18 号第 52 条により追加)

(a) 例えば、

(i) 商品が虚偽の商品説明又は偽造商標を適用した商品であることについて、次のような争点を提示するための十分な証拠がある。

(A) 被告が知らないとのこと

(B) その者が疑う理由がないこと、かつ

(C) その者は、合理的な努力をしても、確定することができないこと、及び (2012 年第 21 号第 22 条により修正)

(ii) 検察側は、合理的な疑義を排除するに十分な反証を提示しなかったこと、又は

(b) 被告が、当該商品が業としての使用を意図していないことを証明したこと

(3) 本条は輸送貨物には適用されないものとする。

第 13 条 (2012 年第 25 号第 11 条により廃止)

第 2A 部 (2012 年第 25 号第 12 条により廃止)

第 13A 条 (2012 年第 25 号第 12 条により廃止)

第 13B 条 (2012 年第 25 号第 12 条により廃止)

第 13C 条 (2012 年第 25 号第 12 条により廃止)

第 2B 部 不正な取引方法

(第 2B 部は、2012 年第 25 号第 13 条により追加)

2014 年 E. R. 2 号

第 13D 条 一般消費者

- (1) 営業行為が 1 若しくはそれ以上の消費者に及ぶ場合、又は 1 若しくはそれ以上の消費者を対象とする場合には、当該営業行為が一般消費者に及ぼす影響を判断するに当たっては、当該消費者が有する情報、当該消費者の観察力及び注意力が合理的なレベルに達していることを含め、一般消費者の重要な特徴を考慮するものとする
- (2) (3)に指定されている場合において、営業行為が一般消費者に及ぼす影響を判断する場合に、一般消費者への言及は、当該特定消費者集団の一般構成員への言及に該当する。
- (3) (2)の適用上、関連する状況とは、次の場合をいう。
 - (a) 関連する営業行為がある特定の消費者集団を対象とする場合、又は
 - (b) 次の説明に該当する場合
 - (i) 明らかに識別可能な消費者集団が、精神的又は身体的な疾病又は衰弱、年齢又は他人を軽信することにより、当該営業行為又は関係商品からの影響を受けやすく、当該消費者集団が営業行為又は商品からの影響を特に受けやすい形態をその商人により合理的に予想されることが望まれる場合、及び
 - (ii) このような営業行為は、(他の集団ではなく)当該集団の一般構成員に、何らかの取引の意思決定をさせることにつながる可能性が高く、当該構成員が営業行為に接触していなければ、取引の意思決定をしなかった場合、
- (4) (3) (b)は、一般的かつ正当な広告宣伝手法である誇張された陳述の採用に影響を及ぼすものではない(このような陳述は、理屈上、字面通りに解釈されるべきではない)。

第 13E 条 誤認を生じさせる脱漏

- (1) 商人が消費者に誤認を生じさせる脱漏に該当するような営業行為を行った場合は、罪を犯したものとする。
- (2) ある営業行為の実態に応じて、(3)にいう事項を勘案し、当該営業行為は、次の状況により、一般消費者に取引の決定をさせ、又はその真が相当あり、当該消費者が当該営業行為に接触していなければ当該消費者が当該取引の決定をすることがない場合には、誤認を生じさせるような脱漏である。
 - (a) 重要な情報の脱漏
 - (b) 重要な情報の隠蔽

(c) 重要な情報を不明確、理解しがたい、曖昧又は時はずれの方法で提供する場合、又は

(d) (関連する状況の下で、その商業的意図が明らかになっている場合を除き) その商業的意図を表に出すことができなかった場合

(3) (2)にいう事項は、次の通りである。

(a) 営業行為に関するすべての特性及び状況

(b) 営業行為の伝達に使用される媒体の制約 (空間的又は時間的制約を含む)、及び

(c) (営業行為の伝達に使用される媒体に空間的又は時間的制約がある場合) 関係商人が講じるその他の方法で消費者に關係情報を提供する措置。

(4) 営業行為が購入勧誘に該当する場合には、次の情報が關係する状況において明らかでない限り、重要な情報に該当する。

(a) (当該商品に関して及び当該購入勧誘を伝達するために使用される媒体に関して適当な範囲において) 当該商品の主要な特徴。

(b) 関連する商人の身元 (例えば、商号) 及び当該商人が代表する他の商人の身元。

(c) 当該商人の通常営業所の所在地 (私書箱所在地を除く) 及び当該商人が代表する他の商人の通常営業所の所在地 (私書箱所在地を除く)。

(d) 次の何れかに該当するもの

(i) 税金を含む価格、又は

(ii) (商品の性質上、価格が合理的に事前に積算できない場合) 価格の積算方法

法

(e) (適当な場合は) 次の何れかに該当するもの

(i) その他のすべての輸送費、配送料又は郵送料、又は

(ii) (当該手数料が合理的に事前に積算できない場合) 当該手数料の納付が必要とされること

(f) 次の事項 (職業における勤勉さの規定 (requirements of professional diligence) から逸脱している場合)

(i) 支払の手配

(ii) 配送の手配

(iii) サービス提供の手配

(g) (商品に関して取下又は取消の権利を行使することができる場合) この権利が存在すること

(5) 本条において

重要情報 (重要資料) とは、

(a) 購入勧誘に該当する営業行為に関しては、(4)により重要な情報をいい、及び

(b) すべての事件について、次のことをいう。

(i) 根拠のある取引の決定を行うために、一般消費者が關係状況に応じて必要とする情報、又は

(ii) 営業上のプロモーションに関して他の法律に基づいて規定されているその他の情報。

職業における勤勉さ (專業勤勉) とは、消費者に対して技能的かつ慎重に行動すること

が期待される本来の水準をいう。当該水準は次に挙げられる事項に見合うものである。

- (a) 当該商人の活動の範疇における誠実な市場慣行、又は
- (b) その範疇における一般的な信義誠実の原則

第 13F 条 威嚇的な営業行為

- (1) 消費者に対して威嚇的な営業行為を行った者は、罪を犯したものとする。
- (2) ある営業行為の実態に基づき、かつ、営業行為のすべての特徴及び状況を考慮した場合、次に挙げられる営業行為は威嚇的な営業行為に該当する。
 - (a) 当該営業行為が嫌がらせ、威圧的な手段の使用又は不当な影響を及ぼすことにより、当該商品に関する一般消費者の選択及び行動の自由を相当程度に損なうか、又は相当程度に損なう虞があり、併せて
 - (b) その結果、当該消費者がある取引の決定をすることになり、又はする虞があり、かつ、当該消費者が当該営業行為に接触していない場合には、当該消費者は当該取引の決定をすることができない。
- (3) ある営業行為が嫌がらせ、威圧的な手段を用い、又は不当な影響を与えているか否かを判断する場合には、次の要件を考慮するものとする。
 - (a) 当該営業行為が行われた時間、場所、性質又は継続的な状況。
 - (b) 威圧的又は侮辱的な言葉や行為をしていないか。
 - (c) 当該商品に関する消費者の意思決定に影響を与えるために、当該商人が知っており、当該商品に関する消費者の判断を害するに足る程度の重大さを有する特定の不幸な事情又は状態を利用していないか。
 - (d) 消費者が契約に基づく権利（契約の終了、他の商品を代わりに購入すること又は他の商人から商品を購入する権利を含む）の行使を希望する場合に、当該商人が契約外の厳しく又は不つり合いの障害を課していないか、及び
 - (e) 違法行為をすると脅されているかどうか。

(4) 本条において

不当な影響（不當影響）とは、消費者に対する優位性を利用して消費者に圧力をかけること（武力を行使していなくても、又は武力を行使すると威嚇することなくとも）であって、消費者が根拠のある決定をする能力を相当程度に損なうような圧力をかけることをいう。

脅迫（威迫）とは、武力行使を含む。

第 13G 条 おとり広告

- (1) 如何なる商人が、如何なる消費者に対してもおとり広告を構成する営業行為を行った場合は、罪を犯したものとする。
- (2) (3)に従うことを条件として、ある商人が広告を行い、ある特定の価格である商品を供給できると表示するときは、当該商人が合理的な期間内に、当該価格で合理的な数量の当該商品の供給を申し出ることができると信じる合理的な理由が

ない場合、又は当該商人が合理的な期間内に、当該価格で合理的な数量の当該商品の供給を申し出ることができない場合には、当該広告は、おとり広告に該当する。当該期間又は数量が合理的であるか否かを判断する際には、次の要件を考慮するものとする。

- (a) 当該商人の業としての市場の性質、及び
- (b) 当該広告の性質。

(3) 商人がある特定の価格に基づいてある商品を供給できるという広告を行った場合、次の状況において、当該広告は、おとり広告に該当しない。

- (a) 当該広告に、当該商品が当該価格で提供される期間又は数量が明確に記載されている場合、及び
- (b) 当該商人は、当該期間内に当該価格で商品を供給することを申し出るか、又は当該価格で当該数量の商品を供給することを申し出る場合

第 13H 条 おとり販売

(1) 如何なる商人が、如何なる消費者に対しても、おとり販売を構成する営業行為を行った場合は、罪を犯したものとする。

(2) どのような商人も当該商品（関係商品）について特定の価格で購入を勧誘し、その後、異なる商品の販売促進を意図し、次に挙げられる行動がある場合には、当該購入勧誘は、おとり販売に該当する。

- (a) 消費者への当該商品の展示又は使用における実演の拒絶、
- (b) 関係商品の受注又は合理的な期間内の引き渡しの拒絶、又は
- (c) 当該商品の欠陥のある見本の展示又は使用における実演

第 13I 条 不当な支払の受領

(1) 消費者に対して、商品に関する不当な支払の受領をする行為をした商人は、罪を犯したものとする。

(2) 如何なる商人も商品（関係商品）について支払又はその他の対価を受領するとき、次の状況に該当する場合には、当該商人は、当該商品について不当に支払を受領しているものである。

- (a) 当該商人が当該商品を供給しないことを意図している場合
- (b) 当該商人が当該商品と大きく異なる商品を供給しようとする場合、又は
- (c) 当該商人が次の行動をすることができると信じる合理的な理由がない場合。
 - (i) 当該支払又は対価を受領した時点又はそれ以前に指定された期間内に、関係商品を供給する行動、又は
 - (ii) （当該支払又は対価の受領時又は受領前に期間が指定されていない場合）合理的な期間内に関係商品を供給する場合

第 3 部 執行

第 14 条 受命職員の指名

- (1) 長官は、本条例の目的のために、何れかの公務員を受命職員に指名することができる。
- (2) 長官は、本条例に基づき受命職員に付与された権限のいずれをも行使することができる。

(1982 年第 294 号法律公告により修正、2000 年第 65 号第 3 条により修正)

第 15 条 敷地構内に立ち入り商品及び文書の検査及び押収を行う権限

- (1) 受命職員は、要請に応じてその指名の証拠を提示すれば、次のことを行うことができる。

- (a) 本条例の規定が守られているか否かを判断する目的に適うと思われる商品の購入を行うこと。
- (b) 本条例に基づく犯罪が行われたか又は行われているか否かを確認する目的で、あらゆる商品を検査し、居住用敷地構内以外のあらゆる敷地構内に立ち入ること。
- (c) 本条例に基づく犯罪が行われたと疑う合理的な理由があれば、犯罪が行われたか否かを検査その他によって確認する目的のために、商品を押収又は拘留すること。
- (ca) ある者が本条例に基づく犯罪が行われたか又は行われているか否かを確認する目的で、ある業を行う者又は業に関連して雇用されている者に対し、本条例に基づいて保管すべき帳簿又は書類を提出させ、かつ、それらの帳簿若しくは書類又はそれらの記入事項のコピーを取ること。(2012 年第 25 号第 25 条により追加)
- (d) 本条例に基づく犯罪が行われたと疑う合理的な理由があれば、かかる犯罪が行われたか否かを確認する目的のために、取引又は業務を遂行する人、又は取引又は業務に関連して雇われている人に対し、当該取引又は業務に係る帳簿又は文書を提出することを要求し、かかる帳簿又は文書の、又はその記入事項のコピーを取ることができる。
- (e) 本条例に基づく犯罪が行われたか又は行われている商品があることを疑う合理的な理由がある敷地構内、車両、船舶（軍艦は除く）又は航空機（軍用機は除く）の場合、
 - (i) 第 16 条を前提として、かかる敷地構内に立ち入って捜査すること。
 - (ii) かかる車両を停止させて捜査すること、又は
 - (iii) かかる船舶又は航空機を停止させ、これに乗り込み捜査すること。
- (f) 次のものを押収、移動又は拘留すること。
 - (i) 本条例に基づく犯罪が行われたか又は行われていることを疑う合理的な理由のある商品、並びに
 - (ii) 本条例に基づく犯罪に関する訴訟手続において証拠として必要になる可能性があると思える理由があるもの。

注記：解釈及び通則条例（第 1 章）第 3 条によれば、相反する意図がない限り、条例への言及は、当該条例に基づいて制定された補助法を含む。(2012 年第 25 号第 25 条により追加)

- (2) 受命職員は、次のことを行うことができる。
- (a) (1) (f) に基づく商品の押収権限を行使する目的のために、容器を壊して開け、又は自動販売機を開けること。
 - (b) 本条例に基づき又は本条例によって立ち入り捜査する権限又は許可が同職員に与えられている場所の外扉又は内扉を壊して開けること。
 - (c) 本条例に基づき停止させ、乗り込み捜査する権限が同職員に付与されている船舶又は航空機に強制的に乗り込むこと。
 - (d) 本条例に基づき同職員に付与されている権限の行使において、同職員を妨害する人又は物を力づくで排除すること。
 - (e) 本条例に基づき捜査する権限又は許可が同職員に与えられている敷地構内で発見した人を、かかる場所が捜査されるまで拘留すること。
 - (f) 本条例に基づき停止させ、乗り込み捜査する権限が同職員に付与されている船舶又は航空機を拘留し、その捜査が行われるまでかかる船舶又は航空機に人が接近又は乗り込まないようにすること。
 - (g) 本条例に基づき又は本条例によって停止し捜査する権限が同職員に与えられている車両を捜査が行われるまで拘留すること。

[1968年英国法第29章第27条及び28条参照]

第16条 居住用敷地構内の立ち入り及び捜査に関する制限

- (1) 受命職員は、次でない限り、居住用敷地構内に立ち入り捜査してはならない。
- (a) 判事が(2)に基づき令状を発行している。又は、
 - (b) 長官が(3)に基づき許可を与えている。(1982年第294号法律公告により修正、2000年第65号第3条により修正)
- (2) 判事は、第15条(1)(f)に基づき押収、移動又は拘留することのできる商品又は物品が居住用敷地構内にあると疑う合理的な根拠があるとする宣誓情報に納得すれば、受命職員がかかる敷地構内に立ち入り捜査することを許可する令状を発行することができる。
- (3) 長官は、次を疑う合理的な根拠があると納得すれば(1982年第294号法律公告により修正、2000年第65号第3条により修正)、受命職員が敷地構内に立ち入り検査することを書面で許可することができる。
- (a) 第15条(1)(f)に基づき押収、移動又は拘留することのできる商品又は物品が居住用敷地構内にある。
 - (b) かかる敷地構内に直ちに立ち入って捜査しない限り当該商品又は物品が敷地構内から移動させられる可能性がある。
- (4) (2) 又は(3)に基づき居住用敷地構内に立ち入って捜査する許可を与えられた受命職員は、必要と思われる他の者及び機器を携えて行くことができる。

第16A条 敷地構内又は容器に鍵をかけ又は封印することによって商品を拘留する権限

- (1) 受命職員は、第15条に基づき、次を拘留する目的のために、当該商品又は物品がある敷地構内又は容器に鍵又は封印を設けることができる。

-
- (a) 本条例に基づく犯罪が行われたか又は行われていると疑う合理的な理由がある商品。並びに
- (b) 本条例に基づく犯罪に関する訴訟手続において証拠として必要になる可能性があると信じる理由があるもの。
- (2) (1) に基づき敷地構内又は容器に鍵又は封印が設けられる場合、かかる鍵又は封印が設けられる期間は、当該敷地構内又は容器の所有者若しくはその権限を得た代理人の書面による同意なしに7日間を超えてはならない。
- (3) 受命職員が(1)に基づき何れかの敷地構内又は容器に鍵又は封印を設けた場合、かかる鍵又は封印を破るか又はこれに干渉する者は罪を犯したものとす。ただし、次の場合はその限りではない。
- (a) 次の防ぐために直ちに鍵又は封印を破るか又はこれに干渉することが必要であると善意で信じてこれを行う場合。
- (i) 誰かが負傷すること、又は
- (ii) 当該敷地構内又は容器に損害が生じること、又は
- (b) 公務員としての職務の行使においてこれを行う場合。
- (1987年第2号第2条により追加)

第16B条 受命職員の逮捕権限

- (1) 受命職員は、(2)を前提として、本条例に基づく犯罪を行ったと同職員が合理的に疑う相手を、さらなる取調べのために令状なく逮捕又は拘留することができる。
- (2) (2)に基づき人を逮捕する受命職員は、同人を直ちに警察署に連れて行くか、又はさらなる取調べが必要な場合はまず関税物品税庁、それから警察署に連れて行くものとし、そこで警察条例(第232章)の規定に従った対応が取られるものとする。ただし如何なる場合でも、如何なる者も容疑不明のまま、判事の前に出る機会もなく48時間を超えて拘束されることはないものとする。
- (3) 本条に基づく逮捕に抵抗するか又はこれを逃れようと試みる者がいれば、受命職員は、逮捕を遂行するために合理的に必要な力を行使することができる。
- (1987年第2号第2条により追加)

第16BA条 指針——通則

- (1) 受命職員は、本条例に基づいて特定の事項に関して権限を行使することができる場合には、長官は、当該事項に関して指針を發布することができる。
- (2) (1)に限らず、指針は次の役割を果たす。
- (a) 受命職員が、指針が関係する事項に関してどのような方法で権限を行使するかを明らかにし、又は
- (b) 当該事項に関する本条例の規定の適用に関する指針を提供する。
- (3) 指針は、長官が適当と認める方法により發布することができる。

-
- (4) 指針は、補助法ではない。
- (5) 長官は、如何なる指針も修正し又は取り消すことができる。(3)及び(4)は、指針に適用されるのと同様に、指針の修正又は取消に適用される。
- (6) 長官は指針を發布し、又は指針の修正を行う前に、適当と認める者の意見を求めるものとする。
- (7) 長官は、事務所において、通常の就業時間中に公衆の閲覧に供するため、すべての指針及び当該指針のすべての修正の写しを提供するものとする。
- (8) 如何なる者も、自身が何らかの指針に違反したというだけの理由で、民事上又は刑事上の責任を負うことはない。如何なる訴訟においても、指針が紛争事項に関係するという決定に裁判所が納得する場合は、指針が次のものとされる。
- (a) 当該訴訟において、当該指針を証拠として認めることができ、及び
 - (b) その者が当該指針に違反しているか又は違反していないことの証明は、当該訴訟の当事者の何れかにより、当該事項を確定し又は否定することの証明として依拠することができる。

(2012 年第 25 号第 26 条により追加)

第 16C 条 情報の開示等

- (1) 第 15 条に基づき押収又は拘留された商品が偽造商標の使用された商品であるか、又は欺くことを意図してある商標に似せた商標又は標章が偽って付されている商品であるか、或いはそうであると長官が合理的に疑う場合、長官は、合理的に実行可能であれば、かかる押収又は拘留について当該商標の所有者又はその権限を得た代理人に適宜通知するものとする。(2000 年第 32 号第 48 条により修正、2000 年第 35 号第 98 条により修正)
- (2) (1) に定める状況において、長官は、当該商標の所有者又はその権限を得た代理人に対し、次を開示することができる。(2000 年第 35 号第 98 条により修正)
- (a) 当該商品の押収又は拘留の時期及び当該場所の住所。
 - (b) 当該商品が押収又は拘留された人の名前及び住所。
 - (c) 押収又は拘留された商品の性質及び数量。
 - (d) 当該押収又は拘留に関連する人が長官に対して行った陳述（同人の書面による事前同意の上、又は同人が死亡しているか長官による合理的な所在調査後も長官が同人を発見できない場合は、かかる同意なしで開示）。
 - (e) 長官が開示に適していると考えられる押収又は拘留商品に関連するその他の情報又は文書。
- (3) 商標の所有者又はその権限を得た代理人は、次に掲げる状況に該当する場合、第一審裁判所に対し、かかる情報又は文書の開示を長官に義務付ける命令を請求することができ、第一審裁判所は、かかる請求があれば、その適切と考える開示命令を出すことができる。(1998 年第 25 号第 2 条により修正、2000 年第 35 号第 98 条により修正)

-
- (a) (2) で言及されていない情報又は文書の開示を求める場合、又は
(b) (2) で言及されている情報又は文書が長官によって開示されない場合、

(4) (3) に基づく請求は、長官に事前に通知した上で、申立てによって開始することができる。

(1987 年第 2 号第 2 条により追加、2000 年第 65 号第 3 条により修正)

第 16D 条 国際協力

長官は、知的財産権の保護における国際協力を推進する目的のために、本条例に基づき入手した情報を条約国の税関当局に開示することができる。

(1996 年第 11 号第 14 条により追加、2000 年第 65 号第 3 条により修正)

第 16E 条 通信及び放送に関する事務の執行

(1) (2) に従うことを条件として、通信事務管理局は、本条例（第 3A 部を除く）に基づく受命職員の如何なる権限を行使することができる。

(2) 行政長官会同行政会議は公報において行う公告により、通信事務管理局が行使することができない(1)に規定する権限を指定することができる。

(3) 通信事務管理局又は同局から書面により授権された公務員は、本条により同局が行使することができる権限を行使することができる。ただし、当該営業行為は電気通信条例（第 106 章）又は放送条例（第 562 章）にいう実施権者が行った場合であって、かつ当該営業行為は実施権者が関係条例に基づき通信サービス又は放送サービスを提供することに直接関係するものであるときは、当該局又はその者が当該営業行為に関してその権限を行使することができる。

(4) 本条の如何なる規定も、第 9 条又は第 12 条に規定する行為に関して何人も権限を行使することができるとするものではない。

(5) 第 16F 条に従うことを条件として、通信事務管理局又は同局からの書面により授権された公務員が、営業行為に関して権限を行使することができることは、長官又は受命職員による営業行為に関する権限の行使を妨げるものではない。

(6) 疑義を回避するため、通信事務管理局又は同局が書面により授権された公務員は、本条例に基づく権限の行使において、長官の代理人として又は長官から職務若しくは権限を委譲された者としての権限の行使をしないものとする。

(2012 年第 25 号第 27 条により追加)

2014 年 E. R. 2 号

第 16F 条 事務局間の事務の受け渡し

(1) 長官又は通信事務管理局が本条例に基づいてある事項に関して職務を遂行しており、かつ、他方当事者が同時に当該事項について管轄権を有する場合は、長官又は通信事務

管理局は、当該事項を一方当事者に引き渡し、かつ、当該当事者により処理されることに合意することができる。

(2) (1)にいう合意がない限り、長官又は通信事務管理局が本条例に基づいてある事項に関して職務を遂行しているか又は遂行した場合は、他方当事者は、同時に当該事件に関して管轄権を有していても、当該事項に関して如何なる職務も遂行してはならない。

(2012 年第 25 号第 27 条により追加)

第 16G 条 覚書

(1) 長官及び通信事務管理局は、本条例に基づく自己の職務の遂行を調整するための覚書を作成し、署名するものとする。

(2) (1)に限らず、覚書は、次の事項の何れか又はすべてについて定めることができる。

- (a) 両当事者が、本条例に基づいて同時に管轄権を有する職務を遂行するためにどのような方法をとるか。
- (b) 両当事者間の紛争を解決するために、どのような方法をとるか。
- (c) 一方の当事者が他方の当事者に協力する。
- (d) 特定の事項又は特定の種類の事項に関する責任が当事者間でどのように配分されるか。
- (e) 一方の当事者が同時に管轄権を有する事項に関する情報を他方の当事者に提供するための取決め。
- (f) 一方の当事者が、本条例に基づいて他方の当事者が同時に遂行することができる職務を遂行している場合は、当該他方の当事者に事項の進行を知らせるためにどのような措置を取るか。
- (g) 両当事者が同時に管轄権を有する事項に関する教材又は指針を共同で作成する。

(3) 覚書の両当事者は、本条に基づいて作成され、署名された覚書を修正することができ、又は覚書を変更することができる。

(4) 覚書の両当事者は、覚書又は覚書の修正に署名してから 6 週間以内に、両当事者が適切と考える方法で、当該覚書又は修正を公告するものとする。

(5) 長官及び通信事務管理局は、2012 年改正商品説明（不正な営業手法）条例（2012 年第 25 号）第 27 条の施行後、合理的かつ実行可能な範囲内で速やかに本条に基づき双方の最初の覚書を作成し、署名するものとする。

(2012 年第 25 号第 27 条により追加)

第 16H 条 指針——通信事務及び放送事務の分類

(1) 通信事務管理局又は同局が書面により授権された公務員は、第 16E 条(3)に基づいてある事項について権限を行使することができる。同局は、その事項についての指針を発することができる。同局が長官と共に、その事項についての指針を発することができる。

(2) 第 16BA 条(2)から(6)まで及び(8)は、本条に基づいて発行される指針への適用と同

様に、本条に基づいて発行される指針に適用される。そのために、

- (a) 同条(2)(a)における受命職員への言及は、通信事務、又は第16E条に基づく局が行使することができる権限を局が書面により授権された公務員への言及とみなし、及び
- (b) 同条(3)、(5)又は(6)における長官への言及は、通信事務管理局又は場合により通信事務管理局が長官と共への言及とみなす。

- (3) 通信事務は、通常の就業時間中に公衆の閲覧に供するために、すべての指針及び当該指針のすべての修正の写しを事務所に提出する。通信事務管理局が長官と共に指針を発する場合には、両当事者は、当該指針に関して本項の規定に従うものとする。

(2012年第25号第27条により追加)

第16I条 経過規定

電気通信条例(第106章)第43条に従うことを条件として、当該条例に基づいて次の記述に該当する行為は、本条例に基づいて行われたものとして引き続き有効である：当該行為は、同条(1)に定義された施行日*の直前に有効であった電気通信条例(第106章)に基づいて行われ、かつ、その直前に有効であったこと。

(2012年第25号第27条により追加)

注記：

*施行日：2013年7月19日

第17条 妨害罪及び情報開示罪

- (1) 他のあらゆる条例を損なうことなく、次の行為をした場合は、何人も罪を犯したものとする。
- (a) 本条例に基づく受命職員の権限の行使又は職務の遂行を故意に妨げる。
 - (b) かかる受命職員が適切に行う要求に故意に従わないか、又は
 - (c) 合理的な理由なく、かかる受命職員が本条例に基づくその役割を遂行する目的で合理的に要求するその他の支援又は情報を当該受命職員に提供しない。(1986年第65号法律公告により修正)
- (2) (2A)を前提として、他の如何なる人に対し次を開示する者は罪を犯したものとする。(1987年第2号第3条により修正)
- (a) 本条例を理由に同者が立ち入った敷地構内において入手した製造工程又は営業秘密に関する情報、又は
 - (b) 本条例に基づき同者が入手した情報。
- ただし、
- (i) 同者若しくは他の如何なる人による本条例に基づく役割の遂行において、又はこれを目的として、或いは、
 - (ii) (b)の場合に、裁判所の指示又は命令に基づいて開示が行われた場合はこの限りではない。

(2A) 次を行う者は、(2)に基づく罪を犯すことにはならない。(1996年第11号第15条により置換。1998年第25号第2条により修正)

- (a) 第16C条(1)又は(2)に基づき、又は第16C条(3)に基づき出された第一審

-
- 裁判所の命令に基づき情報を開示する。
- (b) 第 16D 条に基づき情報を開示する。また、
- (c) 第 30F 条 (1) に基づき、又は第 30F 条 (2) に基づき出された第一審裁判所の命令に基づき情報を開示する。
- (3) (1) (c) で言及する情報の提供において、虚偽であると知っていながら陳述を行う者は罪を犯したものとする。
- (4) (5) を前提として、本条の如何なる規定も、次のことと解釈されないものとする。
- (a) 如何なる人に対し、そうすることが同人又は同人の妻若しくは夫を有罪にする可能性がある場合に、任意の質問に答える、又は情報を提供することを要求するか、又は
- (b) 弁護士に対し、その職責において伝達したか又は伝達された秘匿特権付事項を含む文書の提出を強制する、又は弁護士が保有するかかる文書の押収を許可する
- (5) 如何なる人も、そうすることが同人又は同人の妻若しくは夫を本条例違反について有罪にする可能性があることを理由に、次を免除されるものではない。
- (a) 民事手続において同人に対し行われた質問に答えること。
- (b) かかる手続において出された命令に従うこと。
- ただし、行われた質問に答える、又は出された命令に従うにあたって同人が行った如何なる陳述又は自白も、本条例に基づく犯罪に関する訴訟手続において、同人又は（かかる陳述又は自白を行った後に結婚したのではない限り）同人の妻若しくは夫に不利となる証拠としては採用されないものとする。(1982 年第 123 号法律公告により修正)

[1968 年英国法第 29 章第 29 条参照]

第 18 条 罰則

- (1) 第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 7A 条、第 9 条、第 12 条、第 13E 条、第 13F 条、第 13G 条、第 13H 条又は第 13I 条に基づく罪を犯した者は、次の通り処せられる。
(2000 年第 65 号第 3 条、2008 年第 19 号第 8 条により修正、2012 年第 25 号第 14 条により修正)
- (a) 起訴による有罪判決により、罰金\$500000 及び拘禁 5 年、及び
- (b) 即決裁判により、レベル 6 の罰金及び拘禁 2 年。
- (1A) 第 16A 条 (3) に基づく罪を犯した者は、レベル 2 の罰金及び拘禁 3 月に処せられる。
(1987 年第 2 号第 4 条により追加)
- (2) 第 17 条に基づく罪を犯した者は、レベル 2 の罰金及び拘禁 1 年に処せられる。
(2008 年第 19 号第 8 条により修正)

第 18A 条 補償を裁定する権限

- (1) 何人かが第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 7A 条、第 13E 条、第 13F 条、第 13G 条、第 13H 条又は第 13I 条に基づく罪を犯したと裁定された場合は、裁判所は、法律により別途科すことができる刑罰に加え、当該犯罪の結果として経済的損失を被った者に対して、裁判所が合理的と認める金額を補償金として支払うよう命じることができる。

(2) (1)に基づいて何人かに支払われるよう命じられた補償金は、民事債権として回収することができる。

(2012年第25号第30条により追加)

第19条 公訴期間

本条例に基づく犯罪についての公訴は、次の何れか早い方の日以降は行ってはならない。

- (a) 犯罪日から3年、又は
- (b) 検察官が犯罪を発見した日から1年

注記：

第300条を参照のこと。(2012年第25号第28条により追加)

第20条 取締役、パートナー等の法的責任

(1) 法人が本条例に基づく罪を犯したとき、又は何人かが、法人に属さない団体の構成員として本条例に基づく罪を犯したときは、(2)に定める者の同意又は黙認に起因することが証明され、又は同項に定める者の怠慢に起因することが証明された場合は、同項に定める者も当該罪を犯したものとし、これに応じて起訴し処罰を与えることができる。

(2) (1)にいう者は、当該犯罪が発生したときに、次の者である。

- (a) (法人の場合) 当該法人の取締役、影の取締役、秘書役、主たる者又は管理者である者。
- (b) (法人を構成していない団体の構成員である場合) 法人を構成していない団体のパートナー、幹事、構成員又は管理者である者、又は
- (c) ((a)又は(b)にいう場合を問わず) 同項にいう何れかの資格で行動することを本意とする者。

(3) 本条において、

秘書役(公司秘書)には、会社の秘書役の職位にある者(その職位についている職名を問わない)を含む。

主たる者(主要人員)とは、法人において、次の者をいう。

- (a) 法人により雇用され、又は招聘され、かつ、当該法人の取締役全員の直接の権限の下で、当該法人の業務を処理する責任を単独で又は他の1又はそれ以上の者と共に負う者、又は
- (b) 当該法人の取締役又は(a)が適用される者の直接の権限の下で、当該法人に雇用され、又は招聘され、かつ、当該法人に関する管理機能を遂行する者。

影の取締役(幕後董事)とは、法人に関しては、その法人の取締役全員又は取締役の過半数が、その指示又は命令(職業として与えられた助言を除く)に従って常習的に行動し、当該指示又は命令を発した者をいう。

(2012年第25号第15条により置換)

第21条 他者の過失による犯罪

(1) ある者による本条例に基づく犯罪が他の者の行為又は不履行に起因している場合、かかる他の者は当該違反について有罪であるものとし、最初に述べた者を相手取った訴訟が行われているか否かに関わらず、当該者は本条を理由として当該違反について告発

され、有罪とされる可能性がある。(2012 年第 25 条第 16 条により修正)

- (2) 第 7A 条、第 13E 条、第 13F 条、第 13G 条、第 13H 条又は第 13I 条に基づく違反に関して、(1)における他の者への言及は、受命職員を含まない。

(2012 年第 25 条第 16 条により追加)

[1968 年英国法第 29 号第 23 条参照]

第 21A 条 域外における法的効力

香港以外の場所に居住する消費者を対象とした営業行為であっても、当該営業行為が行われた時点で、当該商人が香港に所在していた場合、又は香港が当該商人の通常の営業場所であった場合は、当該営業行為に関して本条例に基づく罪を犯すことができる。

(2012 年第 25 条第 17 条により追加)

第 22 条 香港外で行われた犯罪の従犯者

本条例の規定を前提として、香港で行われれば本条例に基づく犯罪となる行為を香港外で行わせ、これに助言、補佐、教唆を与える者、又はその従犯である香港内の者は、主犯として当該犯罪を行っており、当該犯罪が香港内で行われた場合と同様に、香港において訴追の対象となるものとする。

第 23 条 見本

- (1) ある行為又は不作為が本条例違反と公衆衛生及び市政条例（第 132 章）違反の両方を構成する場合、分析用に入手された見本に関する検察側の証拠は、公衆衛生及び市政条例（第 132 章）第 63 条の規定が守られている場合にのみ、本条例に基づく違反に関する訴訟において採用されるものとする。(1986 年第 10 号第 32 条により修正)
- (2) 行政会議の行政長官は、規則により、当該規則に定める商品に関連する本条例違反についての訴訟（(1)で言及する違反についての訴訟は除く）において、分析用に入手された見本に関する検察側の証拠は、当該見本が同規則に定める方法で扱われない限り、採用されないものと規定することができる。(2000 年第 65 号第 3 条により修正)

第 24 条 証明書による証拠

- (1) 行政会議の行政長官は、規則により、当該規則に定める事項に関連して当該規則に定める者が発行する証明書は、本条を前提として、本条例に基づく訴訟手続において係る事項の証拠として受け入れられると規定することができる。(2000 年第 65 号第 3 条により修正)
- (2) かかる証明書は、次の状況に該当する場合には、証拠として受け入れられてはならない。
- (a) これが不利な証拠となる当事者に対し、審理の 7 日前までにそのコピーが送達

- されない限り、又は
- (b) かかる当事者が審理の 3 日前までに相手方当事者に対し当該証明書の発行者の出席を求める通知を送達した場合
- (3) 本条の目的において、本条に言及するような証明書であるとされる文書は、そうではないことが示されない限り、かかる証明書であるとみなされるものとする。
- [1968 年英国法第 29 章第 31 条参照]

第 24A 条 輸入商品に関する証拠規則

- (1) 製造、生産、加工又は修理調整場所について虚偽の商品説明が使用されている輸入品に関する本条例違反の訴追において、当該商品がある場所から輸入されたものであるという証拠は、場合に応じて、当該商品がかかる場所において製造、生産、加工又は修理調整されたことの一応の証拠となるものとする。(2005 年第 9 号第 3 条により修正)
- (2) (1) に関わらず、同項に言及する違反の訴追において、当該商品がある場所で製造、生産、加工又は修理調整されたことを示す商品説明は、次の場合、当該商品が別の場所から輸入されたという証拠だけでそれが虚偽であるとはみなされないものとする。
- (a) かかる別の場所が最初に述べた場所内にある場合、又は
- (b) 最初に述べた場所がかかる別の場所内にある場合。(2005 年第 9 号第 3 条により追加)
- (1987 年第 2 号第 5 条により追加)

第 25 条 訴訟書面における商標の説明

商標又は偽造商標について言及することを意図する情報、起訴状、訴訟書面、訴訟手続及び文書においては、追加の説明もコピーやファクシミリもなしに、当該商標又は偽造商標が商標又は偽造商標であると述べるだけで十分であるものとする。

第 26 条 過失、事故等の抗弁

- (1) 本条例に基づく犯罪に関する訴訟において、(2) に従うことを前提条件として、被告は、次の場合は、犯罪の不成立と裁定される権利を有する。
- (a) 次のような争点を提示するための十分な証拠がある。
- (i) 犯罪は次のような理由によるものである。
- (A) 過失
- (B) 被告が他人から提供された情報に依拠している場合
- (C) 他の者の行為や過失
- (D) 事故、又は
- (E) 被告が支配することができないその他の理由、及び
- (ii) 被告がすでにすべての合理的な防止措置を講じており、かつすべての尽くすべき努力を尽くして、次の者が当該罪を犯さないようにしている場合。
- (A) 被告。又は
- (B) 被告の支配下にある者、及び
- (b) 検察側は合理的な疑義を排除するのに十分な反証を提示しなかった。(2014 年第 18 号第 53 条により置換)

(2) (1) (a)に基づいて持ち出された争点に基づき、犯罪が他の者の行為若しくは不履行又は他の者から提供された情報に依拠したことから生じたとの主張に関連する場合、如何なる案件でも被告は、最終日を審理の7日前とする期間内に、当該被告がその時点で所有しており、かつ、当該他の者を特定し又は特定することを容易にする情報を提供する通知を検察官に送達していない限り、裁判所の承認がない場合は、当該争点に依拠する権利を有さない。(2014年第18号第53条により修正)

(3)～(4) (2014年第18号第53条により廃止)

[1968年英国法第29章第24条参照]

第26AA条 虚偽の商品説明が使用された商品の供給、又は虚偽の商品説明が使用されたサービスの提供等の追加抗弁

第26条に限らず、第7条(1)(a)(ii)若しくは(b)又は第7A条(1)(b)に基づく犯罪に関する法的手続において、被告は、次の場合は、その罪が不成立であると裁定される権利を有する。

(a) 当該商品又はサービスが当該商品説明を遵守していないこと、又は当該商品説明が当該商品又はサービスにすでに適用されていることについて、次のような争点を提示するための十分な証拠がある。

(i) その者が知らないとのこと、

(ii) その者が疑う理由がないこと、かつ

(iii) その者が合理的な努力をしても、確定することができないとのこと (2020年第21号第23条により修正)

及び

(b) 検察側が合理的な疑義を排除することができる反証を提示しなかった。

(2014年第18条第54条により追加)

第26AAB条 偽造商標を適用した商品の販売等の追加抗弁

第26条を制限しない原則の下、第9条(2)に基づく犯罪に関する法的手続において、被告は、次の場合は、その罪が不成立であると裁定される権利を有する。

(a) 偽造商標がすでに関係商品に使用されていること、又はある商標若しくはある商標に非常に類似し、かつ、人を欺く虞がある標章が、関係商品に虚偽の方法で使用されていることについて、次のような争点を提示するための十分な証拠がある。

(i) その者が知らないとのこと

(ii) その者が疑う理由がないこと、かつ

(iii) その者は合理的な努力をしても、確定することができないとのこと (2020年第21条第24条により修正)

及び

(b) 検察側が合理的な疑義を排除するのに十分な反証を提示しなかった。

(2014年第18条第54条により追加)

第 26A 条 おとり広告の追加抗弁

第 26 条を制限しない原則の下、第 13G 条に基づく犯罪に関する法的手続において、被告は、次の場合は、その罪が不成立であると裁定される権利を有する。

(a) 次のような争点を提示するための十分な証拠がある。

(i) 関係商人が、当該広告に記載されている種類に属する商品の合理的な数量を、当該広告に記載されている価格で関係消費者に合理的な期間内に供給する旨の申出をした場合、又は第三者が、合理的な期間内に、当該消費者に当該商品の合理的な数量を当該価格で供給することを促す旨の申出をした場合、かつ

(A) 当該申出が当該消費者によって受け入れられた場合において、当該商人が当該商品をそのように供給したか、又は第三者にそのように供給するよう促した；又は

(B) 当該申出が当該消費者に受け入れられない場合は、当該申出が行われた時点で当該消費者に受け入れられていると仮定し、当該商人は、当該商品をそのように供給し、又は第三者にそのように供給するよう促す能力を有する；又は

(ii) 関係商人が、関係消費者に対し、関係商品を宣伝する関係広告に記載されている価格で合理的な数量の同等商品を直ちに供給する旨の申出をした場合、又は第三者が、合理的な期間内に、当該消費者に合理的な数量の同等商品を当該価格で供給することを促す旨の申出をした場合、かつ

(A) 当該申出が当該消費者によって受け入れられた場合において、当該商人が当該商品をそのように供給したか、又は第三者にそのように供給するよう促したこと；又は

(B) 当該申出が当該消費者に受け入れられない場合は、当該申出が行われた時点で当該消費者に受け入れられていると仮定し、当該商人は、当該商品をそのように供給し、又は第三者にそのように供給するよう促す能力を有する；及び (2012 年第 25 条第 19 条により追加)

(b) 検察側が合理的な疑義を排除するだけの反証を提示しなかった。

(2012 年第 25 条第 19 条により追加)

第 26B 条 不当な支払の受領の追加抗弁

(1) 第 26 条を制限しない原則の下、第 13I 条に基づく犯罪に関するなんらかの法的手続において、被告は、次の場合は、その罪が不成立であると裁定される権利を有する。

(a) 次のような争点を提示するための十分な証拠がある。

(i) 関係商人が第三者に当該商品の供給を促す旨の申出をしており、かつ

(A) 当該申出が関係消費者によって受け入れられた場合は、当該商人が当該商品の供給を第三者に促し；又は

(B) 当該申出が関係消費者によって受け入れられない場合は、当該申出が行われた時点で当該消費者によって受け入れられたと仮定し、当該商人は、当該商品の供給を第三者に促す能力を有する；又は

(ii) 関係商人に関して、

(A) 当該商人が、支払又はその他の対価を受領した時点又はそれ以前に所

定の期間内に、同等の商品を供給することの申出をし、又は第三者が当該期間内に、同等の商品を供給することを促す旨の申出をした；又は

- (B) (当該商人が、支払その他の対価を受領した時点又はそれ以前に期間を指定していない場合) 合理的な期間内に同等の商品を供給する旨の申出をした場合、又は第三者に合理的な期間内に同等の商品を供給するよう促す旨の申出をした場合、

かつ

- (C) 当該申出が関係消費者によって受け入れられた場合において、当該商人が当該商品と同等の商品をそのように供給したか、又は第三者にそのように供給するよう促したこと、又は
- (D) 当該申出が当該消費者に受け入れられなかった場合において、当該申出が行われた時点で当該消費者に受け入れられていたと仮定し、当該商人は、当該商品と同等の商品をそのように供給し、又は第三者にそのように供給するよう促す能力を有する；また

(b) 検察側は合理的な疑義を排除するに十分な反証を提示しなかった。

(2) 第 26 条を制限しない原則の下、第 13I 条 (2) (c) に基づく犯罪に関するなんらかの法的手続において、被告は、次の場合は、その罪が不成立であると裁定される権利を有する。

- (a) (場合により) 第 13I 条 (2) (c) (i) 又は (ii) にいう期間の満了後の合理的な期間内に、当該商品に関して受領した支払その他の対価の全額返還がなされるといふ争点を提示するに十分な証拠がある；また
- (b) 検察側は合理的な疑義を排除するだけの反証を提示しなかった。

(2012 年第 25 条第 19 条により追加)

第 27 条 悪意のない広告発表

広告の発表により行われた本条例に基づく犯罪に関する法的手続において、被告の業務が広告の発表又は広告発表の手配を行うことであり、発表用の広告を通常の業務過程で受け取り、その発表が本条例に基づく犯罪となることを知らず、またこれを疑う理由もなかったことを証明することは、被告の抗弁となるものとする。

[1968 年英国法第 29 章第 25 条参照]

第 28 条 訴訟費用

本条例に基づく法的手続において、当該手続を審理する判事又は裁判所は、他の如何なる条例の規定にも関わらず、費用に関してその適切と考える命令を出すことができる。

第 29 条 政府の占有する財産に関する命令権限

何らかの財産が政府又は本条例に基づき行為する受命職員の占有下に入った場合、本条例を前提として、かかる財産には、かかる財産が刑事犯罪に関連して警察の占有下に入った場合と同様に、あらゆる点について刑事訴訟手続条例 (第 221 章) 第 102 条が適用されるものとし、同条は、政府又はかかる受命職員に言及している部分を適宜、警察へ

の言及に置き換えて解釈されるものとする。

(2000 年第 65 号第 3 条により修正)

第 30 条 特定商品の没収及び処分

- (1) 本条例に基づく犯罪があった商品は、かかる犯罪について有罪判決を受けた者の有無に関わらず、没収の対象となるものとする。
- (2) 第 15 条に基づき受命職員が商品を押収又は拘留した場合、長官は、時を問わず、長官が書面で定める条件を前提として、かかる商品をその所有者であると思われる者又は同人に承認された代理人に引き渡すことができる。
- (3) 商品が (2) に基づき引き渡されない場合、長官は、犯罪の訴追が行われているのと同じ法的手続又は本条例に基づくその他の法的手続において、裁判所又は判事に対し、当該商品の没収を請求することができる。
- (4) (3) に基づく請求の審理において、当該商品が没収されることに裁判所又は判事が納得した場合、裁判所又は判事は次のことを命令することができる。
 - (a) 商品が政府に没収されること。
 - (b) 商品を破壊すること。
 - (c) 商品に使用されている虚偽商品説明を取り除き、その後、商品を
 - (i) 裁判所又は判事が当該命令の中で指定する方法及び条件において処分する。
又は
 - (ii) 裁判所又は判事が当該命令の中で指定する条件においてその所有者又は同者が承認済みの代理人に引き渡すこと。又は (1996 年第 11 号第 16 条により置換)
 - (d) 例外的な場合に、商品に使用されている偽造商標を取り除き、その後、商品を
 - (i) 裁判所又は判事が当該命令の中で指定する方法及び条件において処分するか、
又は
 - (ii) 裁判所又は判事が当該命令の中で指定する条件においてその所有者又は同者が承認済みの代理人に引き渡すこと。(1996 年第 11 号第 16 条により置換)
- (5) (3) に基づき、犯罪の訴追が行われている訴訟以外において商品の没収が裁判所又は判事に対し請求される場合、長官は、当該商品の所有者又は所有者が承認済みの代理人に書面で直ちに通知するものとするが、所有者又は所有者が承認済みの代理人がかかる通知は不要である旨を長官に書面で示した場合はこの限りではない。ただし、当該商品の所有者が複数存在する場合、本項の目的において、かかる所有者の 1 名又は所有者が承認済みの代理人に対して通知を行えば十分であるものとする。ただし、かかる 1 名の所有者又は所有者が承認済みの代理人がかかる通知は不要である旨を示した場合はこの限りではない。

(1987 年第 2 号第 6 条により置換、2000 年第 65 号第 3 条により修正)

第 31 条 (1987 年第 2 号第 6 条により廃止)

第 3A 部 権利侵害商品の輸入に関する法的手続

(1996 年第 11 号第 117 条により第 3A 部追加)

第 30A 条 解釈

この部において、**拘留命令**（扣留令）とは、第 30C 条（1）に基づいて出される命令をいう。

(2000 年第 35 号第 98 条により置換)

第 30B 条 拘留命令の請求

- (1) 商標の所有者は、権利侵害商品に当たる商品の輸入が行われる可能性があると疑う合理的な根拠がある場合、第一審裁判所に対し、第 30C 条（1）に基づく命令を請求することができる。(1998 年第 25 号第 2 条、2000 年第 35 号第 98 条により修正)
- (2) (1) に基づく請求は一方的に行うことができるが、長官に対する事前通知が必要である。(2000 年第 65 号第 3 条により修正)
- (3) (1) に基づく請求は、裁判所の規則によって定められる形式で行うものとし、次のような所有者の宣誓供述書によって裏付けられなければならない。(2000 年第 35 号第 98 条により修正)
 - (a) 証人は問題の商標の所有者であることを記載する。(2000 年第 35 号第 98 条により修正)
 - (b) 宣誓供述書に添付する商標のコピーは当該商標の真正謄本であることを記載する。
 - (c) 証人が問題の商品を見たところ権利侵害商品であることを示す根拠とした事実を含む請求の理由を記載する。
 - (d) 長官が容易に識別できるように問題の商品の詳細な説明を記載する。(2000 年第 65 号第 3 条により修正)
 - (e) 予想輸送方法及び予想輸入日の詳細、並びに、わかれば輸入者を特定する詳細事項を記載する。
 - (f) 裁判所の規則により定められているその他の情報を記載し、その他の文書を添付する。
- (4) 問題の商標が登録されている場合、当該商標に関連する登録簿の各記入事項の認証謄本を所有者の宣誓供述書に添付するものとし、証人がかかる認証謄本を入手することが実行可能ではない場合は、その実行可能ではない理由を記載するものとする。(2000 年第 35 号第 98 条により修正)
- (5) (1) に基づく請求は、輸送貨物に関しては行うことができない。
- (6) (1) に基づく請求は、ある者がその私的な、又は家庭内利用のために行う商品の輸入に関しては行うことができない。

第 30C 条 拘留命令の発布

- (1) 第 30B 条に基づいて行われる請求の審理において、問題の商品が見たところ権利侵害商品であると第一審裁判所が納得するに十分な証拠を所有者が提示した場合、第一審裁判所は、当該商品をその輸入時又は輸入後に押収又は拘留するための合理的

な措置を取るよう長官又は受命職員に指示する命令を出すことができる。(2000 年第 35 号第 98 条により修正)

- (2) 第一審裁判所は、商標の所有者に対し、拘留が不当であるか又は第 30D 条 (6) に基づき商品が輸入者に引き渡される場合に発生する可能性のある損失又は損害から輸入者及び拘留対象商品に利害を有するその他の者（荷送人及び荷受人を含む）を保護するために、十分な金額の保証金又は同等の保障を提供することを義務付けることができる。(2000 年第 35 号第 98 条により修正)
- (3) 拘留命令には、第一審裁判所が適切と考える条件を記載することができる。
- (4) 第一審裁判所は、何らかの法律に基づきそれ以前に長官又は受命職員が押収又は拘留し、その保管下に置いている商品に関して拘留命令を出してはならない。
- (5) 長官又は受命職員が本条項部分以外の何らかの法律に基づき商品を押収又は拘留する場合、かかる商品に関して出された拘留命令は効力を停止するものとする。
- (6) 第一審裁判所が拘留命令を出した場合は、商標の所有者は直ちに当該命令のコピーを長官に送達するものとする。(2000 年第 35 号第 98 条により修正)
- (7) 拘留命令は、その発布日又は第一審裁判所が指定するこれより遅い日に発効し、かかる日から 60 日で効力を停止するものとする。ただし、長官又は受命職員が、当該命令に基づき当該期間内に、命令が適用される商品を押収又は拘留した場合はこの限りではない。

(1998 年第 25 号第 2 条により修正、2000 年第 65 号第 3 条により修正)

第 30D 条 拘留命令の執行

- (1) 拘留命令が長官に送達された場合、長官又は受命職員は、当該命令の条件を前提として、当該命令が適用される商品を押収又は拘留することができる。
- (2) 商標の所有者は次を行うものとする。(2000 年第 35 号第 98 条)
 - (a) 長官又は受命職員に対し、当該商品を認識し、当該積荷又は特定の輸入を識別できるようにするための商品及び特定輸入に関する十分な情報、並びに長官又は受命職員が拘留命令の遂行のために合理的に要求する他のあらゆる情報を提供する。
 - (b) 拘留命令の遂行に関連して発生すると思われる費用を政府に弁済するのに十分であると長官が考える金額を長官に預託する。並びに、
 - (c) 長官又は受命職員から商品の押収又は拘留について書面で通知があれば、要求される保管場所及びその他の施設を提供する。
- (3) 長官又は受命職員は、商標の所有者が (2) に従わない場合は、拘留命令の遂行を拒否することができる。
- (4) 長官は、商標の所有者に書面で通知した後、第一審裁判所に対し拘留命令の遂行に

おいての指示を請求することができ、第一審裁判所は、所有者に意見聴取の機会を与えた後、自らが適切と考える指示を与えることができる。(1998 年第 25 号第 2 条により修正)

- (5) 長官又は受命職員は、拘留命令に基づき商品が押収又は拘留された後、直ちに、次の者に対し書面で押収又は拘留通知を行うものとする。
 - (a) 商標の所有者。
 - (b) 輸入者、及び
 - (c) 当該命令の条件によって通知が義務付けられているその他の者。
- (6) (7)、並びに長官又は受命職員に商品の押収又は拘留権限を付与する法律を前提として、長官又は受命職員は、商標の所有者に対し押収又は拘留の通知が行われた後 10 日間の期間内に、商標条例 (第 559 章) に基づき当該商品に関する侵害訴訟が提起された旨を所有者が長官に書面で通知しない場合は、拘留命令に従って押収又は拘留された商品を輸入者に引き渡すものとする。
- (7) 第一審裁判所は、商標の所有者から請求があれば、長官並びに (5) に基づき通知が義務付けられている各人に意見聴取の機会を与えた後、期間延長要請が妥当であると納得すれば、(6) に述べる期間をさらに 10 日を超えない期間だけ延長することができる。(1998 年第 25 号第 2 条により修正)
- (8) (7) に基づく手続において、第一審裁判所は、第 30C 条 (2) に従って提供されるものに加え、保証金又は同等の保障を提供することを義務付けることができる。(1998 年第 25 号第 2 条により修正)
- (9) (6) に述べる期間 ((7) に基づき延長されればその期間) 内に、商標の所有者が長官に対し、商標条例 (第 559 章) に基づき当該商品に関する侵害訴訟が提起された旨を書面で通知した場合、長官又は受命職員は、侵害訴訟手続における第一審裁判所の指示を条件として当該商品の保管を維持するものとする。(1998 年第 25 号第 2 条により修正)
- (10) 公休日、暴風警報日又は黒色豪雨警報日は、(6) に述べる期間 ((7) に基づき延長されればその期間) の計算の勘定には入れないものとする。

(11) 本条において

暴風警報日 (烈風警告日) とは、暴風警報が全日又は部分的に発せられた日を意味し、暴風警報 (烈風警告) は、司法手続 (暴風中の延期) 条例 (第 62 章) 第 2 条によってこの言葉に付されている意味を有する。

黒色豪雨警報日 (黒色暴雨警告日) とは、黒色豪雨警報が全日又は部分的に出されている日を意味し、**黒色豪雨警報** (黒色暴雨警告) とは、香港天文台長が、一般的に黒色豪雨警報信号と呼ばれる豪雨警報信号を用いて、発表した香港又は香港付近での豪雨に関する警報をいう。(1997 年第 362 号法律公告により修正)

(2000 年第 35 号第 98 条により修正、2000 年第 65 号第 3 条により修正)

第 30E 条 拘留命令の変更又は取り消し

- (1) 長官又は商標の所有者は、時を問わず、第一審裁判所に対し拘留命令の変更を請求することができる。(2000年第35号第98条により修正、2000年第65号第3条により修正)
- (2) 輸入者又は拘留命令によって影響されるその他の者は、時を問わず、第一審裁判所に対し命令の変更又は取り消しを請求することができる。
- (3) (1) 又は (2) に基づき請求を行う者は、第一審裁判所の裁判官が命令する当該請求の審理のために指定された日を他の当事者に通知するものとする。
- (4) (1) 又は (2) に基づく拘留命令の変更要請の審理において、第一審裁判所は、自らが公正と考える方法で当該命令を変更することができる。
- (5) (2) に基づく拘留命令の取り消し請求の審理において、第一審裁判所は、自らが公正と考える条件で当該命令を取り消すことができる。
- (6) (3) の目的において、
 - (a) (1) に基づく申請の当事者は、長官、商標の所有者、及び、問題の商品が当該拘留命令に従って押収又は拘留されている場合は輸入者、並びに第30D条(5)に基づき通知が義務付けられているその他の者であり、また、
 - (b) (2) に基づく申請の当事者は、長官、商標の所有者、申請者、及び輸入者が申請者ではない場合は輸入者である。(2000年第35号第98条により修正、2000年第65号第3条により修正)

(1998年第25号第2条により修正)

第30F条 情報の開示

- (1) 拘留命令に従って商品が押収又は拘留される場合、長官は、商標の所有者に対し次のことを開示することができる。(2000年第35号第98条により修正)
 - (a) 輸入者、荷送人及び荷受人の名前及び住所。
 - (b) 命令に従って押収又は拘留された商品の性質及び数量。
 - (c) 押収又は拘留に関連して任意の者が長官又は受命職員に対して行った陳述(同人の書面による事前同意の上、又は同人が死亡している、或いは長官による合理的な所在調査後も長官が同人を発見できない場合は、かかる同意なしで)。
 - (d) 命令に従って押収又は拘留された商品に関連し、開示が適切であると長官が考えるその他の情報又は文書。
- (2) 商標の所有者が次の開示を求める場合。(2000年第35号第98条により修正)
 - (a) (1) に言及されていない情報又は文書、又は
 - (b) (1) に言及されている情報又は文書であるが長官が開示していないもの。同者は第一審裁判所に対し、かかる情報又は文書の開示を長官に義務付ける命令を申請することができ、第一審裁判所は、かかる申請があれば、自らが適切と考えるとおりの開示命令を出すことができる。(1998年第25号第2条により修正、2000年第65号第3条により修正)

- (3) (2) に基づく申請は、長官に事前に通知した上、申立てによって開始することができる。(2000 年第 65 号第 3 条により修正)

第 30G 条 商品の検査、見本の引渡し等

- (1) 拘留命令に従って商品が押収又は拘留される場合、長官又は受命職員は次のことを行うものとする。
- (a) 商標の所有者に対し、その主張の正当性を示す目的のために当該商品を検査する十分な機会を与える。また
 - (b) 輸入者に対し、所有者の主張に反論する目的のために当該商品を検査する同等の機会を与える。
- (2) 長官又は受命職員は、商標の所有者又は輸出者が長官又は受命職員に要件保証書を提出すれば、所有者又は輸出者（当てはまる方）に対し、押収又は拘留された商品の見本の移動を許可することができる。
- (3) (2) の目的において、要件保証書とは、保証を行う者が次を行う旨の書面による保証である。
- (a) 長官又は受命職員が納得する指定時期に当該見本を長官又は受命職員に返却する。
 - (b) 当該見本が損傷しないよう合理的な注意を払う。
- (4) 長官又は受命職員が、本条に従い、商標の所有者による押収若しくは拘留商品の検査又は見本の移動を許可する場合、政府は、次によって輸入者が被る損失又は損害について輸入者に対する責任を負わない。(2000 年第 35 号第 98 条により修正)
- (a) 検査中に生じた商品のいずれの損傷。又は
 - (b) 所有者によって移動された見本に対し、又はこれに関連して所有者又は他の如何なる者が行ったこと、或いはかかる見本の所有者による使用。
- (2000 年第 35 号第 98 条により修正、2000 年第 65 号第 3 条により修正)

第 30H 条 支払費用

- (1) 長官は、拘留命令の遂行に関連して政府が負担した費用を算定し、第 30D 条 (2) に基づき商標の所有者が保証金として支払った金額からこうした費用を差し引くことができる。(2000 年第 65 号第 3 条により修正)
- (2) (1) に基づき算定された費用は、商標の所有者が政府に支払うべきものとし、民事債務として回収することができる。

(2000 年第 35 号第 98 条により修正)

第 30I 条 長官及び受命職員の保護

- (1) 長官及び受命職員は、拘留命令の遂行に関連して善意で行われた行為又は不作為の結果如何なる者が被った損失又は損害についても責任を負わないものとする。
- (2) 拘留命令の遂行に関連して善意で行われた行為又は不作為に関して (1) により長官及び受命職員に与えられた保護は、かかる行為又は不作為に関する政府の責任には如何なる形でも影響しないものとする。

(2000 年第 65 号第 3 条により修正)

第 30J 条 輸入者に支払われる補償等

- (1) 拘留命令に従って商品が押収又は拘留され、第 30D 条 (6) に従って当該商品が引き渡された場合、輸入者、荷受人又は商品の所有者は、当該命令が出された日から 6 月以内に、第一審裁判所に対し、かかる押収又は拘留により自らが被った損失又は損害の補償を申請することができる。
- (2)
 - (a) 拘留命令に従って商品が押収又は拘留され、
 - (b) 第 30D 条 (6) に述べる期間 (第 30D 条 (7) に基づき延長されればその期間) 内に当該商品に関して商標条例 (第 559 章) に基づき侵害訴訟が提起され、また (2000 年第 35 号第 98 条により修正)
 - (c) 当該訴訟が中止されるか、侵害の主張が撤回されるか又は侵害訴訟の第一審裁判所が侵害は証明されないと判断した場合、
輸入者、荷受人又は商品の所有者は、訴訟が中止されるか、主張が撤回されるか又は第一審裁判所がその判断を下した日から 6 月以内に、第一審裁判所に対し、かかる押収又は拘留により自らが被った損失又は損害の補償を申請することができる。
- (3) (1) 又は (2) に基づく申請が行われた場合、第一審裁判所は、自らが適切と考える補償命令を出すことができる。

(1998 年第 25 号第 2 条により修正)

第 30K 条 規則

首席判事は、本条項部分に基づき第一審裁判所において従うべき手続及び慣行、並びに当該手続及び慣行に付随又は関連するあらゆる事項 (本条項部分に基づき裁判所規則によって規定されるべき又は規定することができる事項又は事柄を規定する規則を含む) を規制及び規定する裁判所規則を定めることができる。

(1998 年第 25 号第 2 条により修正)

第 3B 部 執行(承諾及び差止命令)

(2012 年第 25 号第 29 条により第 3B 部追加)

2014 年 E. R. 2 号

第 30L 条 承諾

(1) 受命職員は、ある者が第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 7A 条、第 13E 条、第 13F 条、第 13G 条、第 13H 条又は第 13I 条に基づく犯罪を構成する行為をしていた、しているか、又はする虞があると信じる場合は、その職員は、司法長官の書面による同意を得て、その者の書面による承諾を受理することができる。

- (2) (1) にいう承諾とは、次のものである。
 - (a) 同項の対象となる行為を継続し又は繰り返さないことを承諾すること
 - (b) 業として、そのような行為又は相当程度に類似する行為をしないことを承諾すること、又は
 - (c) 第 20 条(1) にいう者は、本項(a)又は(b)にいう行為であって、同条に基づく犯罪

を構成することができるものを継続、反復又は実行しないことを承諾すること。

(3) (4)に従うことを条件として、承諾した者は、受命職員の同意を得て、いつでも当該承諾を取下若しく変更することができ、又は当該承諾に代わる新たな承諾をすることができる。

(4) 受命職員は、その者の (3) に基づく当該承諾の取下、変更又は置換に対する司法長官の書面による同意を得て、同項に基づき当該承諾の取下、変更又は置換をすることができる。

(5) 受命職員は、自らが適切と考えるあらゆる形式や方法で承諾を発行するよう手配することができる。また、その者が適切と考える範囲で承諾を発行することができる。

(6) 受命職員が、承諾した者が当該承諾の条件に違反していると考えられる場合は、当該職員は第 30P 条に基づき裁判所に差止命令を請求することができる。

第 30M 条 承諾が受理された場合の効力

(1) 受命職員が第 30L 条に基づいて承諾を受理した場合は、長官及び何れの受命職員も、次のことを行ってはならない。

- (a) 承諾が関係する事項に関する調査を開始するか又は継続すること、又は
- (b) 当該事項に関して裁判所に法的手続を提起するか又は法的手続きを継続すること。

(2) 疑義を回避するため、長官又は受命職員は、承諾を受理した後も、次に関して、調査を開始するか若しくは継続し、又は裁判所で法的手続を提起するか若しくは継続することができる。

- (a) 当該承諾と関係のない事項、又は
- (b) そのような承諾をしなかった者

第 30N 条 承諾の受理の取下

(1) (2)に従うことを条件として、受命職員は、次の場合は、承諾をした者に書面で通知し、その通知に指定された日から、その職員による承諾の受理を取り下げることができる。

- (a) その職員は、その承諾を受理して以来、状況が大幅に変化したと信じるに足る合理的な理由がある場合。
- (b) その職員が、承諾をした者が当該承諾の条件に違反していると疑うに足る合理的な理由がある場合。
- (c) その職員が承諾の受理を決定する根拠となった情報が要件に関して不完全であり、虚偽であり又は誤解を招くものであると疑うに足る合理的な理由がある場合、又は
- (d) その職員が、承諾の受理が不当又は非合法的な行為によって得られたものであると疑うに足る合理的な理由がある場合。

(2) 受命職員は、本条に基づく通知を行うことについて司法長官から書面による同意を得るものとする。

- (3) 本条の規定に基づいて承諾の受理が取り下げられた場合は、
- (a) その承諾は、その承諾をした者を拘束するものではない。
 - (b) 受命職員は、当該承諾が関係する事項について調査を開始し若しくは再開することができ、又は当該事項について裁判所に法的手続を提起し若しくは手続を継続することができ、及び
 - (c) 当該承諾に添付された事実の陳述書は、(b)にいう法的手続において証拠として受理されることができ、受理されたら、当該陳述書は、当該手続において当該承諾に記載される事実の確証となる。

第 300 条 承諾の受理の取下が訴追期間に及ぼす影響

第 19 条の規定に拘わらず、承諾の受理が取り下げられた場合は、当該承諾が関係する事項に関する本条例に基づく犯罪の訴追は、第 30N 条(1)に基づく通知に指定された施行日から 1 年以内にいつでも行うことができる。

第 30P 条 差止命令

(1) 地方裁判所は、次の事情があると認める場合は、受命職員による申請に基づき、かつ、裁判所が適切と考える規定に基づいて差止命令を発することができる。

- (a) ある者が第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 7A 条、第 13E 条、第 13F 条、第 13G 条、第 13H 条又は第 13I 条に基づく罪を行っていた、行っているか又は行う虞がある場合、又は
- (b) ある者が第 30L 条に基づくその者の承諾の条件に違反している場合。

(2) (1)にいう申請があった場合において、地方裁判所が差止命令を発する理由があると認めても、被告が当該行為を継続し若しくは繰り返さないことを承諾し、又は被告が当該行為を継続し若しくは繰り返さないことを確実にすると裁判所が信じる措置を取るとを承諾したときは、裁判所は、差止命令を発することなく、被告が行った承諾を認めることができる。

(3) 地方裁判所は、当該承諾を裁判所に受理された者に対し、当該承諾の条件（かつ、裁判所が指定する宣言書を添付したもの）を、裁判所が適切と認める形式及び方法で、かつ、裁判所が適切と認める範囲で公表することを義務付けることができる。

(4) (1)に基づいてある者に対する差止命令を発する地方裁判所の権限、又は(2)に基づいてある者の承諾を受理する地方裁判所の権限は、次の場合に行使することができる。

- (a) 裁判所が、(1) (a)にいう種類の行為をその者が再度する予定であるか又は継続する予定であると認めるか否かを問わない；
- (b) その者がそのような行為をしたか否かを問わず；又は
- (c) （その者がそのような行為をした場合）他の者に相当の損害を与える差し迫った危険があるか否かを問わない。

第 30Q 条 仮差止命令

裁判所は、第 30P 条に基づく申請があり、かつ当該申請が決定される前に仮差止命令を発することが適切であると地方裁判所が認める場合は、仮差止命令を発することができ

る。

第 30R 条 差止命令の変更又は取消

地方裁判所は、第 30P 条又は第 30Q 条に基づいて発行された差止命令を変更し又は取り消すことができる。

第 30S 条 ある場合には、第一審裁判所が地方裁判所の権限を行使することができる

第 30P 条、第 30Q 条又は第 30R 条により地方裁判所に与えられた権限は、次の場合に行使することができる。

- (a) 緊急事態が発生した場合、又は
- (b) 第一審裁判所は、事件の事情が特別であることから、地方裁判所による権限の行使よりも第一審裁判所による権限の行使が適切であると認めた場合。

第 4 部 雑則

第 32 条 商品説明を記載した商標

商品説明が商標であるか又は商標の一部であるという事実は、次の条件が満たされる場合を除き、何らかの商品に使用された際にこれが虚偽商品説明となることを妨げるものではない。

- (a) 本条例が制定されていなければ当該商品に合法的に使用することができる。
- (b) 使用されている商標が、当該商品と商標の所有者又は商標の使用許諾を得ている人との間の関連を示すために使われている。また、(2000 年第 35 号第 98 条により置換)
- (c) 商標の専有権所有者又は所有者が、本条例の開始時の専有権所有者又は所有者と同一者であるか、又はその権原の承継者である。(2000 年第 35 号第 98 条により修正)

[1968 年英国法第 29 章第 34 条参照]

第 33 条 定義命令

行政長官会同行政会議が商品又はサービスに関して使用された語句が一定の意味を有するものとして理解すれば、次の条件を満たすと認めた場合 (2000 年第 65 号第 3 条により修正、2012 年第 25 号第 20 条により修正)

- (a) 商品又はサービスを提供される者に有利である場合、又は
- (b) 商品を輸出する者又はサービスを香港以外の場所で消費者に提供する商人に有利であり、かつ、香港において商品を供給され又はサービスを提供される者の利益に反することがない場合は、

行政長官会同行政会議は、次の語句の意味を規則により設定することができる。

(2000 年第 65 号第 3 条により修正)

- (i) 業として商品の供給に関連し、又は商人による消費者へのサービス提供に関連して使用される語句であって、商品又はサービスの商品説明又は商品説明の一部として適用される語句、又は
- (ii) 当該規則に指定された場合に使用される語句。

如何なる語句も意味がそのように設定されている時、本条例の目的において、(場合により) 本条 (i)、又は (ii) にいう場合に使用されるときは、その意味を有するとみ

なされるものとする。

(2012 年第 25 号第 20 条により修正)
[1968 年英国法第 29 章第 7 条参照]

第 34 条 公民権の救済

商品供給又はサービス提供契約は、本条約の何れかの規定に対する犯罪のみを理由として無効又は執行不能とはならないものとする。

(2012 年第 25 号第 21 条により修正)
[1968 年英国法第 29 章第 35 条参照]

第 35 条 第 15 条 (1) (f) に基づき押収された商品の損失に対する補償

- (1) 何らかの商品が第 15 条に基づき受命職員によって押収又は拘留された場合、政府は、本条を前提として、その押収若しくは拘留によって、又は当該商品が拘留中に紛失し、損傷を受け、又は劣化したことによって商品の所有者が被った損失を補償する責任を負うものとするが、所有者は、次の場合はかかる損失に対する補償を受ける権利を有さないものとする。
- (a) 商品が没収された場合。
 - (b) 商品に関連して行われた本条例犯罪について同者が有罪となった場合。又は
 - (c) 商品に関して第 30 条 (4) に基づく命令が出された場合。(1987 年第 2 号第 7 条により修正)
- (2) (1) に述べる理由の何れかに基づく補償請求に関して政府を相手とした訴訟手続において、回収可能な補償金額は、次の者の行動及び非難を受けるべき相対的度合を含む当該事例のあらゆる情状において公正かつ公平な金額でなければならない。
- (a) 商品の所有者。
 - (b) 商品が押収された時点でこれを管理又は掌握していた者。
 - (c) (a) 及び (b) に規定する者の代理人。
 - (d) 受命職員、公務員及びその他の関係者。
- (3) (1) に述べる理由の何れかに基づく補償請求に関する訴訟手続は、次の時期に開始されない限り、維持できないものとする。
- (a) 裁判所又は判事の命令により、又は商品を引き渡す権限を有する者により、その所有者に引き渡された商品に関する補償請求の場合、その引渡から 6 月以内。
 - (b) 商品がその拘留中に紛失したことを理由とする補償請求の場合、
 - (i) かかる理由の存在を所有者が発見した時、又は
 - (ii) かかる理由の存在について、所有者が相当な注意を払えば知り得た日のうち早い方から 6 月以内。

[1968 年英国法第 29 章第 33 条参照]

第 36 条 損害賠償請求の訴訟

- (1) もし
- (a) 何人（権利主張者）も、権利主張者に対する他の者（免除された者ではない者）の行為により損失又は損害を被った場合、かつ
 - (b) 当該行為が第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 7A 条、第 13E 条、第 13F 条、第 13G 条、第 13H 条又は第 13I 条に基づく犯罪を構成する場合は、
- 権利主張者は、当該他の者又は当該犯罪に関与する者（免除された者ではない者）に

対して、当該損失又は損害の金額を回収するために訴訟を提起することができる。

(2) (1)に基づく訴訟は、当該行為に関連する訴訟事由が生じた日から6年以内はいつでも開始することができる。

(3) 契約条件が、(1)に基づいて何人かを相手取って訴訟を提起する権利を排除又は制限する目的で使用されていると考えられる場合には、当該契約の内容は、効力を有さない。
(2012年第25号第31条により修正)

第37条 附則3及び4の修正

局長は、公報において行う公告により、附則3又は4を修正することができる。

(2012年第25号第22条により追加)

附則 1 貿易協定 (表記載)

[第 2A 条]

(2012 年第 5 号第 8 条により附則 1 追加)

コラム 1	コラム 2	コラム 3	コラム 4
項目	貿易協定	貿易相手地	施行日
1.	2011 年 6 月 21 日に締結された EFTA 諸国と中国香港との間の自由貿易協定 (「Free Trade Agreement between the EFTA States and Hong Kong, China」の仮訳) (2018 年第 167 号法律公告により修正)	アイスランド リヒテンシュタイン公国 ノルウェー王国 スイス連邦	協定の第 11.8 条に基づく日 協定の第 11.8 条に基づく日 協定の第 11.8 条に基づく日 協定の第 11.8 条に基づく日
2.	2011 年 6 月 21 日に締結された中国香港とアイスランドとの間の農業に関する協定 (「Agreement on Agriculture between Hong Kong, China and Iceland」の仮訳) (2018 年第 167 号法律公告により修正)	アイスランド	協定の第 9 条に基づく日
3.	2011 年 6 月 21 日に締結された中国香港とノルウェー王国との間の農業に関する協定 (「Agreement on Agriculture between Hong Kong, China and the Kingdom of Norway」の仮訳) (2018 年第 167 号法律公告により修正)	ノルウェー王国	協定の第 9 条に基づく日
4.	2011 年 6 月 21 日に締結された中国香港とスイス連邦との間の農業に関する協定 (「Agreement on Agriculture between Hong Kong, China and the Swiss Confederation」の仮訳) (2018 年第 167 号法律公告により修正)	スイス連邦	協定の第 9 条に基づく日
5.	2012 年 9 月 7 日に締結された中国香港とチリ共和国との間の自由貿易協定 (「Free	チリ共和国	協定の第 19.7 条に基づく日

	Trade Agreement between Hong Kong, China and Chile」の仮訳) (2013 年第 39 号法律公告により追加。2018 年第 167 号法律公告により修正)		
6.	2018 年 3 月 28 日に締結された ASEAN 諸国と中国香港との間の自由貿易協定 (「ASEAN-Hong Kong, China Free Trade Agreement」の仮訳) (2018 年第 71 号法律公告により追加)	ブルネイ・ダルサラーム国	協定の第 14 章第 4 条 基づく日
		カンボジア王国	協定の第 14 章第 4 条 基づく日
		インドネシア共和国	協定の第 14 章第 4 条 基づく日
		ラオス人民民主共和国	協定の第 14 章第 4 条 基づく日
		マレーシア	協定の第 14 章第 4 条 基づく日
		ミャンマー連邦共和国	協定の第 14 章第 4 条 基づく日
		フィリピン共和国	協定の第 14 章第 4 条 基づく日
		シンガポール共和国	協定の第 14 章第 4 条 基づく日
		タイ王国	協定の第 14 章第 4 条 基づく日
		ベトナム社会主義共和国	協定の第 14 章第 4 条 基づく日
7.	2003 年 6 月 29 日に締結された中国本土と香港の経済貿易緊密化協定 (2003 年 9 月 29 日に締結された付属文書も含む) (2018 年第 167 号法律公告により追加)	香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾以外の中国	協定の第 6 章第 23 条 基づく日
8.	2010 年 3 月 29 日に締結された中国香港とニュージーランドとの間の経済連携緊密化協定 (「Hong Kong, China - New Zealand Closer Economic Partnership Agreement」の仮訳) (2018 年第 167 号法律公告により追加)	ニュージーランド	協定の第 20 章第 4 条 基づく日
9.	2017 年 10 月 27 日に締結された香港特別行政区とマカオ特別行政区の経済貿易緊密化協定 (2018 年第 167 号法律公告により追加)	中国マカオ特別行政区	協定の第 12 章第 34 条 基づく日

10.	2018年6月28日に締結された中国香港とジョージアとの間の自由貿易協定（「Hong Kong, China - Georgia Free Trade Agreement」の仮訳） （2018年第167号法律公告により追加）	ジョージア	協定の第18章第2条に基づく日
11.	2019年3月26日に締結された中国香港とオーストラリアとの間の自由貿易協定（「Free Trade Agreement between Hong Kong, China and Australia」の仮訳） （2019年第59号法律公告により追加）	オーストラリア連邦	協定の第20章第20.3条に基づく日

附則 1A 表

[第3条]

(2008年第19号第9条、2012年第5号第7条により修正)

カラット数	表される金の純度
8	1000 分の 333
9	1000 分の 375
12	1000 分の 500
14	1000 分の 585
15	1000 分の 625
18	1000 分の 750
22	1000 分の 916.6

他のカラット数はこれに比例する。

附則 2 (2012年第25号第36条により廃止)

附則 3 免除された者 [第2条及び第37条]

(2012年第25号第23条により附則3追加)

1. 専門会計士条例（第50章）第2条(1)に定義される会計士又は開業法人。
2. 専門会計士条例（第50章）第2条(1)に定義された、事務所の名称により単独で業務を行う開業会計士。
3. 薬剤業及び毒薬条例（第138章）第5条に基づく薬剤師名簿に氏名が記載されている者。
4. 歯科医師登録条例（第156章）第2条(1)に定義される登録歯科医師、又は同条例第30条により登録歯科医師（同条例第3条に関して）とみなされる者。
5. 歯科補助者（歯科衛生士）規則及び慣例（第156条、補助法B）第4条(2)に基づく名簿に氏名が記録されている者。
6. 法律開業者条例（第159章）第2条(1)に定義される大弁護士、弁護士、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士事務所、香港法弁護士事務所又は公証人。

7. 大弁護士（資格）規則（第 159 章、補助法 E）に準拠した実習大弁護士である実習大弁護士。
8. 実習弁護士規則（第 159 章、補助法 J）第 2 条に定義される実習弁護士。
9. 医師登録条例（第 161 章）第 2 条(1)に定義される登録医師、又は同条例第 12 条の規定に基づく仮登録を受けた者。
10. 助産師登録条例（第 162 章）第 2 条(1)に定義される登録正助産師、又は同条例第 25 条により正助産師とみなされる者。
11. 看護師登録条例（第 164 章）第 2 条(1)に定義される正看護師又は准看護師、又は同条例第 26 条により正看護師又は准看護師とみなされる者。
12. 補助医療業条例（第 359 章）第 10 条に基づく名簿に氏名が記載されている臨床検査技師、放射線技師、理学療法士、作業療法士又は検眼士の専門の者、又は同条例第 30 条(2)に基づいて上述の専門とみなされる者、又は同条例第 15 条の規定に基づく仮登録を受けた者。
13. 建築士登録条例（第 408 章）第 8 条に基づく登録建築士登録記録簿に氏名が記載されている者。
14. 技術士登録条例（第 409 章）第 2 条(1)に定義される登録専門技術士。
15. 測量士登録条例（第 417 章）第 2 条(1)に定義される登録専門測量士。
16. プランナー登録条例（第 418 章）第 2 条に定義される登録専門プランナー。
17. カイロプラクター登録条例（第 428 章）第 2 条に定義される登録カイロプラクター。
18. 土地測量条例（第 473 章）第 2 条に定義される認可土地測量士。
19. ソーシャルワーカー登録条例（第 505 章）第 2 条(1)に定義される登録ソーシャルワーカー。
20. 不動産仲介業条例（第 511 章）第 2 条(1)に定義される免許を保有する不動産仲介業又は営業員。
21. 造園技師登録条例（第 516 章）第 7 条に基づく登録造園技師登録記録簿に氏名が記載されている者。
22. 獣医師登録条例（第 529 章）第 2 条に定義される登録獣医師。
23. 漢方医薬条例（第 549 章）第 2 条(1)に定義される表に記載されている漢方医師又は登録漢方医師。
24. 住宅管理者の登録に関する条例（第 550 章）第 2 条(1)に定義される登録専門住宅管理者。

附則 4 免除商品

[第 2 条、第 7A 条及び第 37 条]

(2012 年第 25 号第 23 条により附則 4 追加)

1. 次の事項を満たす商品又はサービスは、保険業条例（第 41 章）、銀行業条例（第 155 章）、強制積立金計画条例（第 485 章）又は証券及び先物条例（第 571 章）に基づいて規制されており、ライセンスの付与若しくは取得、登記若しくは登録、承認若しくは認可を受けているか、又は授權され若しくは承認された者が販売、供給若しくは提供する商品若しくはサービスであって、当該者が当該商品又はサービスを販売、供給若しくは提供すること自体が、本項にいう条例に基づいて規制されているもの、及び当該者もまた、当該条例に基づいて規制され、ライセンスを付与され若しくはライセンスを取得し、登記され若しくは登録され、承認され若しくは認可され、又は授權され若しくは承認されているものである。

(2015 年第 12 号第 115 条により修正)